ISSN 0917-3889

HOKKAIDO REGIONAL AGRICULTURAL INSTITUTE

地域と農業

会　報

第95号
Oct.2014

Autumn

特集　農業・農協問題に関わる研修会

一般社団法人　北海道地域農業研究所

北の大地を支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。
私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。

株式会社
ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
011（892）1551　FAX 011（891）1339

●岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地　0126（22）4421
●旭 川 支 店／旭川市永山2条13丁目1番28号　0166（48）1181
●稚内営業所／稚内市声問4丁目26番12号　0162（26）2111
●網 走 支 店／網走市字呼人382番地　0152（48）2111

ホクレン包材株式会社

代表取締役社長　寺尾　勲

本　社　札幌市中央区北4条西1丁目1番地　北農ビル17階
TEL（011）222-3401　FAX（011）222-5394

工　場　雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
TEL（0164）32-2490　FAX（0164）32-3120

地域と農業

Vol. 95

表紙写真：たきのうえふるさと
まつり(9/6～9/7)
丸太早切り競争
提供：滝上町

―――目　次―――

2　観察（みる）　北海道における「６次産業化」の現状と課題
一般社団法人 北海道地域農業研究所　副理事長・所長　**黒河　功**

6　特集　農業・農協問題に関わる研修会
農協組織・事業の改革のあり方－歴史と現実から学ぶ－
規制改革会議「農業改革プラン」への徹底批判
一般社団法人 北海道地域農業研究所　顧問・北海道大学名誉教授　**太田原高昭**

45　Essay　“想い”も瓶に詰めて
ジャム工房 緑夢　代表　**寺町　敬子**

49　レポート　てん菜生産の現状と諸課題について
一般社団法人 北海道てん菜協会　前事務局長　**吉村　清和**

56　連載　わがマチの自慢　No.3
滝上町
一般社団法人 北海道地域農業研究所　事務局長　**片岡　省二**

60　「北の大地に挑む農業教育の軌跡」刊行後の評価と購読推進に思う
公益財団法人 北農会農業技術コンサルタントチーム　代表幹事　**冨田　義昭**

62　掲示板・お知らせ・DATA FILE

観察（みる）

北海道における「6次産業化」の現状と課題

一般社団法人 北海道地域農業研究所 副理事長・所長 黒河 功

一・世全国の6次産業化の動向

現在「6次産業化」が、農山漁村のもつ豊富な資源の利活用を図りながら、生産だけではなく加工、流通、販売の分野を一体化することによって付加価値化を実現し、所得増大、雇用創出をえるという趣旨で、政策によっても大いに推奨されているところである。

それによって、平成二三年三月一日に施行された6次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定事業計画については、平成二六年二月現在、全国で一八〇六件が認定されており、その後も申請・認定については現在も続けられている。ここではこのような農業の6次産業化の現状についてみておきたい。

北海道において認定された「総合化事業計画は、同じく本年二月末までで一〇〇件となっている。全国に占める割合は五・六％で、面積規模から見ると少ないともいえるが、専兼合わせた農家数や農業従事者数などを考慮すると相応なのかもしれない（以下表1～4参照のこと）。

さらに6次産業化の対象についてその内容をみると、北海道では九三％が農畜産物関係によって占められており、水産物や林産物関係のウェイトが小さい。全国も八八％と同様の内容を示し、いずれにしても農畜産物関係がより大きな割合を占めているといえる。

より細かく行政的に都道府県別に事業計画認定事業者数をみると、北海道が一位である。次いで兵庫七九件、長野七八件、宮崎七〇件、熊本七〇件と続いており、いわゆる〝農業振興県〟において6次産業化による事業化の動きがより強くみら

表1　6次産業化・地産地消法に基づく認定の概要
（累計：平成26年3月31日時点）　（件）

地域	総合化事業計画の認定件数	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	研究開発・成果利用事業計画の認定件数
北海道	101	93	5	3	1
東北	279	262	8	9	5
関東	292	261	14	17	13
北陸	93	88	1	4	1
東海	167	143	13	11	0
近畿	317	291	12	14	2
中国四国	191	151	9	31	3
九州	318	264	22	32	3
沖縄	53	48	1	4	0
合計	1,811	1,601	85	125	28

資料：農林水産省「認定事業計画の累計概要（平成26年3月31日時点）」

れるといえよう（表２）。

総合化事業計画の事業内容について、わずか一年の期間であるが、全国の数字によってその推移をみると（表３）、「加工」事業単独の割合が二五・四％から二一・一％と減少傾向を示す反面、「加工・直売」の割合が六四・三％から六八・一％、「加工・直売・レストラン」の割合が五・五％から六・〇％へと、わずかながらも微増傾向を示しており、「加工」のみの事業開始から流通・販売・サービス提供などの事業内容が次第に加わっていく展開経路を示唆するものといえる。

また、これもわずかな変動にすぎないが、単独の「レストラン」事業は〇・二％から〇・一％、「直売」のみも二・九％から二・八％へと微減・停滞しており、前者では「生産」部門、後者では「加工・サービス」部門を加えることの必然性を示唆するものといえよう。

さらに、事業計画の対象農林水産物ごとにその割合をみると（表４）、野菜が約三二％、果樹が一八～一九％、コメが一〇～一三％、畜産物が十一～十二％と、この一年間においてその占める割合はほぼ一定とみることができる。

しかしながら、コメ、畜産物などの割合はごく僅かずつではあるが逓減傾向を示し、生産物の加工化が固定的になりやすい領域においては、加工可能性を多様に広げるような技術的な分野において、さらなる創意工夫が望まれているといえよう。

以上、全国の数字によって認定された総合化事業計画の特徴についてみると、北海道についても全体的な傾向はおおむね全国のものと同じであるが、コメと果樹あるいは野菜類の割合が小さく、反対に畜産物や麦類・そばなどの割合が大きく、北海道農業の特徴を反映するものといえるが、しかし北海道においても、まだ手が付けられていない各地域の特産物など、より多様な農畜産物を対象とした加工・販売への挑戦の余地があるといえる。

このように、従来のように生産段階で経営活動を完結させる

表２　総合化事業計画の認定件数の多かった都道府県　（件数）

第１位	北海道	101
第２位	兵庫県	79
第３位	長野県	78
第４位	熊本県	70
第４位	宮崎県	70

資料：農林水産省「認定事業計画の累計概要（平成26年３月31日時点）」

表３　全国における総合化事業計画の事業内容の推移　（％）

部　　門	H25年２月	H25年11月	H26年２月	H26年３月
加　工	25.4	21.9	21.2	21.1
直　売	2.9	2.9	2.8	2.8
輸　出	0.4	0.4	0.4	0.4
レストラン	0.2	0.1	0.1	0.1
加工・直売	64.3	67.2	67.9	68.1
加工・直売・レストラン	5.5	6.0	6.1	6.0
加工・直売・輸出	1.3	1.5	1.5	1.5

資料：農林水産省「認定事業計画の累計概要（平成25年２月～26年３月）」

表４　全国における総合化事業計画の対象農林水産物の割合

（％）

作　目	H25年２月	H25年11月	H26年２月	H26年３月	（左の北海道の割合）
野　菜	32.2	32.0	32.1	32.0	25.0
果　樹	18.3	18.5	18.6	18.8	9.0
コ　メ	13.0	12.0	11.8	11.7	5.0
畜産物	11.9	11.5	11.4	11.4	28.0
豆　類	4.7	4.7	4.7	4.7	9.0
水産物	4.5	5.1	5.3	5.3	4.0
林産物	3.7	4.4	4.4	4.4	4.0
茶	2.6	2.2	2.3	2.3	－
麦　類	2.4	2.5	2.3	2.4	7.0
そ　ば	1.7	1.7	1.6	1.7	5.0
花　き	1.1	1.2	1.4	1.4	2.0
野生鳥獣	0.4	0.4	0.3	0.3	1.0
そ の 他	3.7	3.8	3.8	3.8	2.0

資料：北海道農政事務所；農林水産省

のではなく、それを超えて加工領域にまでいったん踏み込んでいくと、さらにそれらを直売あるいはサービスを付加して販売する領域までを展望するようになってくるのではないかと思われるのである。

あるいは、生産物をそのまま生食用として単純に直接販売するだけの経験が、そこに何らかの手を加えざるをえないとか、付加価値を高めて販売した方がよいとか、販売する上で予期しない状況に遭遇するといった新たな展開の必要性が顕われてくると思われるのである。

二・「総合化事業計画」にみる北海道の6次産業化の動向

先述したように、平成二六年二月二八日現在、北海道における6次産業化総合化事業計画が認定された件数は丁度一〇〇件となっている。その後もこれまでに逐次認定されてきているが、とりあえず平成二三年度から二五年度までの一〇〇件について、6次産業化の在り様についてみてみる。

表5は振興局ごとに認定された件数をみたものである。網走、十勝、上川、石狩での件数が相対的に多くみられるが、農業経営体数をそのまま反映したものとみられ、またそれらの地域は何らかの形で既に法人化している割合も相対的に高く、6次産業化には既に法人化経営体であることが取り組みやすくしていることがうかがわれる。

そこでさらに総合化事業実施主体の組織内容についてみると（表6）、個別農家は一五件、会社形態は七五件、あとは農事組合法人二件、農協八件となっている。会社形態七五のうち株式会社が四五件、有限などその他法人経営が三〇件となっている。

とくに株式会社について各社のホームページ等を参照すると、半数強がすでに大手の農畜産物加工販売業者とみられるが、あとの半数弱については実質的に個別の家族経営ないしは有志の農家集団とみられ、有限会社などその他会社形態も同様の形態が多いといえる。

このように、6次産業化という切り口で北海道農業の動きを探ると、大手の農業生産法人にみるように事業規模や事業部門の拡大を意図した展開と、個別経営展開の延長上で、家族労働力プラス雇用あるいは地域の有志同士で有限会社化などを図り、単品ながら良質化とブランド化によって、いくぶんマイペースではあるが、消費者に直接働きかけていくような農業展開という、二つの動きがみえてきていると思われるのである。

表5　振興局別認定事業件数

振興局	（件）
渡島	8
檜山	3
胆振	6
日高	1
空知	7
石狩	11
後志	7
上川	15
留萌	1
宗谷	0
オホーツク	20
十勝	18
釧路	2
根室	1
計	100

資料：「北海道における事業計画認定一覧（平成26年２月28日現在）」

表6　実施主体の組織形態　（件）

個別農家	15
株式会社	45
（うち個別の家族経営など）	(19)
会社形態（有限・合同・その他）	30
（うち個別の家族経営など）	(19)
農事組合法人	2
農協・漁協	8
計	100

資料：表５資料と同じ。
注）「個別の家族経営など」については、各事業体ホームページ等を参照して計上した。

三．北海道における「総合化事業」実践者の特徴

これまでみてきた上記一〇〇件の経営展開と今回の「総合化事業」について、これもホームページなどを参照してみると、①事業内容としては、自家産の農畜産物の加工・販売によるものが圧倒的に多く、また地元未活用資源の活用の例も多くみられており、全く異なることを手がけているのではないこと。②商品開発の特徴としては、安心安全を基本とした農業実践から良質・良食味製品を作り出していること。③経営の歩みとして共通する事項は、循環型農業を心がけてきており、結果的に有機農産物、エコファームなどを売り物にしていること。④事業者プロフィルとして、新規参入者でも既存農家の後継者でも、若いころから幅広い知己や視野・知識などをえてきているという、これも共通項としてあげることができるかもしれない。⑤規模拡大や法人化などで苦心する点は、労働力確保と労働の周年的稼働方向の工夫、設備投資などへの資金調達、煩雑な会計業務などである。以上のように、「総合化事業」実践者たちは特別に奇抜なことを実践しているわけではない。

いずれにしても農業における6次産業化は、政策による6次産業化推進の趣旨はそれとして、自分自身が創意工夫して形作っていくことができるものであるので、国や行政が用意する支援や予算を積極的に利用する形で、実践していく姿勢は有利と云えるのではないか。

四．北海道における6次産業化の可能性と課題

ここでは、主として6次産業化法に基づく「総合化事業計画」が認定された北海道一〇〇件についてみてきたが、このうち大手の農畜産物加工販売事業会社によるものも少なからずみられるが、過半は基本的に家族経営を基本形とする農業経営体であり、北海道の大多数の農家にとっても十分参考になるモデルとなりうるものといえる。

しかしながら、多くは「総合化事業計画」が認定される以前から、いわゆる6次産業化的な試みを何らかの形で実践してきている事例が大半である。その意味では、自家の農業生産（一次産業）との兼ねあいを考慮しながら、まずは得意分野で産業化にむけて実践に踏み出すことである。

さらに、これまで北海道農業は基本的には規模拡大の方向をたどってきたといえるが、このように農業の6次産業化という課題に取り組んでいくためには、これからは農家戸数の減少によって残された農家が跡地引き受けしていくという単純な規模拡大ではなく、産業化を意図しながら規模拡大を図っていくことが重要であり、必要であるということが見えてくる。

その意味では、今後ますます農協の支援や地域の同志による協同化、法人化も視野に入れていくことが必要になってくるといえよう。とくに個別経営としての所得拡大だけではなく、地域全体としての雇用創出を狙うのであれば、地域ぐるみの法人型・資本型経営体の構築も必要となってくるであろう。

農業・農協問題に関わる研修会

とき：平成26年7月15日
場所：札幌市　北農ビル

ご挨拶

一般社団法人 北海道地域農業研究所
理事長　内田和幸

みなさん、こんにちは。長谷川前理事長の後を受けまして、この度北海道地域農業研究所の理事長に就任いたしましたＪＡ北海道中央会の内田でございます。前理事長同様どうぞよろしくお願い申し上げます。本日の研修会は、北海道地域農業研究所の主催、ＪＡ北海道中央会の共催により開催致しました。両団体を代表してご挨拶を申し上げます。

時節柄何かとお忙しい中、北海道庁、開発局の皆さま方をはじめ、農業団体、各関係機関、関係業界の方々にご出席を頂き、厚くお礼を申し上げます。本年度の作況でありますが、六月後半から好天もあり、各作物も総じて順調な状況にあり、先週の台風も大きな影響もなく安心している所ではありますが、早い所では週末辺りから小麦の収穫作業がスタートするものと思います。順調な作業と、平年作以上になることを期待するところです。

さて、政府が現在推進しようとしている農業改革ですが、農協、農業委員会、農業法人制度と、どの事項についても非常に拙速で急進的な内容であり、誰のための何を目的とした改革なのか、大きな疑念を抱かざるを得ません。規制改革という名のもと、グローバル化で企業参入を許し、農政の根本を大胆に変えてしまうことが日本の農業や農村、そして我が国や世界の食料問題にプラスになるものなのか、本日の研修会でみなさまと共に考えてみたいと思います。

ＪＡグループ北海道としましても、自主的な改革プランの作成に着手し、本来農協が果たすべき役割を検証し、現状を否定するだけでなく今の体制をどう進化させ次のステップに向かうかを検討すると共に、規制改革実施計画の各項目に関わる政策提案を図っていく考えであります。

本日の研修会には、農業協同組合学の権威であり、この農業農協問題には最適任であります、北海道大学名誉教授であり当研究所顧問の太田原先生が長年にわたり探究された知識や論理、そして的確な観察眼から今般の農業改革案の問題点を看破し、正しい方向性をご教授頂けるものと思っております。

長年にわたる労苦により築き上げてきた北海道農業が、今後とも安心して継続できることと、当研修会で得られるものがご参加いただいた皆さま方に実りあるものになることを祈念し、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

講演

農協組織・事業の改革のあり方 ―歴史と現実から学ぶ―
規制改革会議「農業改革プラン」への徹底批判

一般社団法人 北海道地域農業研究所 顧問
北海道大学名誉教授 太田原 高昭

1．戦後レジームからの脱却と規制改革会議の「農業改革案」

みなさんこんにちは。日頃から大変お世話になっております太田原でございます。北大に全国唯一の農協論講座というのがありまして、そこに所属していたものですから、農協問題とずっと付き合ってまいりました。

それで突如農協問題が大問題として取り上げられまして、今出ている文書を見ると、農協が完全否定されて、これは農協だけではなくて、私自身の人生も何だったのかという、そういう内容になっていました。これは徹底的に戦わなければならないと思い、最近あちこちで急きょ勉強会が開かれておりまして、そういう所にはなるべく時間の許す限り行ってお話をしようと思っております。

それで、この規制改革会議の農業ワーキング・グループが五月一四日に発表しました「農業改革に関する意見」というものを取り上げて、それの認識、それが何を狙っているのか、それに対して我々はどのように対処したらいいのかということにつ

いて、これからお話していこうと思います。資料としては農業ワーキング・グループの五頁の非常に短いものを資料としてお話したいと思います。

この五月一四日に農業ワーキング・グループが「農業改革に関する意見」を発表しました。一読してびっくりするという乱暴な、しかも現場感覚からはかけ離れたものです。自ら非連続的な農業改革と言っておりますが、いままでの農政の流れとも全く繋がりのない、文字通り非連続的なことがいろいろと書いてあります。この文章でちょっとびっくりさせられましたが規制改革会議そのものが、あくまでも政府の政府に対するアドバイザリーグループという位置づけであったのです。その中の一つの農業ワーキング・グループの文章だということで、これの扱いというのは、その後いろいろと変わってきております。

まず六月に自民党の農林水産戦略調査会ですか、プロジェクトチームというのができまして、これに基づいて自民党としての改革案を出したというのはみなさんご承知だと思います。またこれを踏まえて規制改革会議が第二次答申という形で、これはもちろん農業だけではなくていろいろな事を含めた答申です。その中にこの農業改革についても再録され、だいぶ表現が変ってきた。こういう改革や法律の変更になると、実施舞台は農水省になります。その農水省がこの六月最後の方に、「農林水産業地域の活力創造プラン」というのを発表し、その中にこの規制改革会議の農業改革案寄りの、それを土台にした自民党のプロジェクトチームの文章をそのまま掲載しているということであります。そういうものをずっと繋げて読んでみますと、だんだん表現がおとなしくなって、「断固やるのだ」と書いてあったのが「検討する」になっていたり、「廃止」が「見直し」に変わってきております。

この前、北海道新聞に山下一仁氏と私がＶＳという形で紹介されました。その中の山下さんのを読んでいたら「この過程ですっかり骨抜きにされた」と言っていまして、山下さんが骨抜きにされたと言っているなら、相当自民党も全中も頑張ったんだなと。ただし方向性が残っただけでも大したものだとも言っているんです。私に言わせれば、小骨は抜いたが大骨が残った。その大骨や方向性とは一体何かと言うと、農業の担い手を今までは農民・農家としていたのを企業に転換する。こういう大転換であります。戦後いろいろと農政は変わり猫の目農政だと言われましたが、農家・農民を担い手とするという点では変わらなかったのです。それの協同組織である農協と共に農政を行っていく。これが農政における戦後レジームだったわけです。その戦後レジームを大転換しようというのが、この農業改革案の大骨であります。

太田原　高　昭（おおたはら　たかあき）

1939年（昭14）	福島県会津若松市　生まれ
1968年（昭43）	北海道大学大学院農学研究科博士課程単位取得（農学博士）
1990年（平２）	北海道大学農学部教授(農業経済学)
1999年（平11）	北海道大学大学院農学研究科長・農学部長、評議員
2003年（平15）～2005年（平17）	日本学術会議会員
～2004年（平16）	北海道知事顧問
～2009年（平21）	一般社団法人　北海道地域農業研究所研究所長 北海学園大学経済学部教授
2004年（平16）～2008年（平20）	生活協同組合コープさっぽろ会長理事 スローフード＆フェアトレード研究会座長
～2005年（平17）	日本協同組合学会会長 日本農業経済学会会長 北海道食の安全・安心委員会　会長
現　在	北海道大学名誉教授 一般社団法人 北海道地域農業研究所 顧問

主な著書

『地域農業と農協』	日本経済評論社
『明日の農協』	農文協　共著
『系統再編と農協改革』	農文協
『国際農業調整と農業保護』	農文協
『北海道農業の思想像』	北海道大学図書出版会
『農業経済学への招待』	日本経済評論社　共著
『中国の農協』	家の光協会　共著
『ＴＰＰと日本の論点』	農文協　共著
『新北海道農業発達史』	北海道地域農業研究所　編著
『農協の大義』	農山漁村文化協会　　など多数

2．農業委員会制度と農業生産法人

その中身は三つの部分に分かれていて、農協というのは最後に書かれています。最初は「農業委員会等の見直し」、二番目が「農地を所有できる法人の見直し」、三番目が「農業協同組合の見直し」ということになっています。こういう大筋、大骨からいけばまさにこういう順序になるのでしょう。

担い手を農家から企業に移すということになれば、農地を農家から企業に移さなければならない。それに対する最大の抵抗勢力が農業委員会です。農地法の番人である農業委員会を骨抜きにするというのが、この一番目の農業委員会の見直しのところです。最大の問題は、最大というか全部問題なんですが、農業委員会は今選挙で選ばれているのですが、それを止めて選任制度にする。自治体の首長、要するに行政が選ぶというふうに変える。これまで農業団体や議会からの推薦制度をやめる。そして全体の人数も半分くらいに減らす。ですから、今の選挙で選ばれる農業委員会というものは解体するということになります。

農業委員会の選挙制度は特別の意味を持っていまして、農業委員会というのは選挙制度を残している唯一の行政委員会であるということはみなさんよくご存じだと思います。行政委員会というのは戦後アメリカから導入された制度で、行政に住民の意向を確実に反映させるために、住民と特に関わりの強い問題については、行政委員会というものを必ず置く。どんなものがあるかというと、選挙管理委員会・公安委員会・労働委員会・農業委員会・教育委員会などいろいろあります。最初は全部選挙で選ばれていました。けれども何年か経つうちに省略して選任制度になっていったという歴史があります。比較的遅くまで選挙制度が残ったのが教育委員会です。これは教育委員会の選挙制度をやめて選任制度にするという時に大きな政治問題になりました。日教組が強く反対して、戦前天皇のために命を捨てるんだという教育を押し付けてきた、そういうことを二度と繰り返さないために選挙で選ばれた教育委員会というのがあるんだ、これを守れということで、随分時間をかけいろんな議論を経て、最終的には選挙制度がなくなってしまいました。それで未だに教育委員会は問題が絶えないですね。いじめの問題だとか、学校の先生のいろいろな問題に関して、教育委員会は何をやっているんだ、これでは行政の一パートに過ぎないではないかということが、何か問題が起きるたびに言われる。行政委員会における選挙制度というのはそういう問題なんですね。

農業委員会だけに選挙制度が残っていたというのは理由があります。農業委員会の職務そのものが、農地の権利移動。農家の基本財産である農地について、売買貸借、権利を移動するのにそれが適正かどうか判断するのが農業委員会です。農地というのは、北海道ではまだ百何十年しか経っていませんが、内地府県では弥生時代からの歴史がありまして、一枚一枚の田んぼにはいろんな歴史があるんですね。その田んぼを巡る家と家との関係とかいろんなことがあり、そういうことに熟知した人でないと権利移動のあっせんはできないという事実があるのです。そういうことを上手くさばく人でないと農地が事実として動かない。したがって、集落ごとに選挙で選ばれた人が出てきて、初めて農地行政というのは動いていたわけです。それを止めるという。私はこれをもしその通りやったとしたら、実行不可能だと思います。農地は動かないですよ。ですからこれひとつを取っても、これがいかに無茶苦茶な提案であるかということがわかるわけです。

その他にもいろいろなことが書いてありまして、衝撃的だったのが、農業会議の廃止、全国農業会議所の廃止。これは農協の全中の廃止に対応するものであります。権利移動についても原則として届け出制にする。とにかく今の農業委員会を行政の

一部にしてほとんど機能させない。そのことによって企業による農地取得というところに道を開いていくという方向性がはっきりとしております。

二番目の農業生産法人、これは一番短いんですが、先ほど言った大骨から見ると、ここが一番の核心部分ですね。農地を所有できる法人、これは今農業生産法人制度というのがあって、それが法律で認めている要件を満たせば、企業もこれに参加できて、農業生産に携わることができるのです。その代わりその農業生産法人における現地の農業者の支配的役割ということを、現在の農業生産法人の要件ははっきりと求めております。つまり農外者が勝手な事ができないようにそういう仕組みになっていますが、それを全部外してしまう。そして形だけ地元の農業者を入れているんだけれども、その主体はやはり企業的感覚を持った企業人でなければこれからの農業はやっていけないということが、正面から書いてあります。

そのことによって企業がどんどん農業生産法人において主役になっている。これだけではなくて、企業そのものが農地を所有できるようにする。この中ではあまりはっきりそのことは言っていませんが、タイトルそのものが「農地を所有できる法人の見直し」ですから。所有できる法人を拡大しろと、こういうことを言っているわけでして、長年の財界の要求がここにもろに出てきているということであります。

3．中央会制度と農政活動

1 農協中央会誕生の歴史的経緯

農業委員会制度と、農業生産法人についてはこの後関連するところでお話をすることにしまして、いよいよ三番目が「農業協同組合の見直し」ということで、ここでいきなり中央会制度の廃止というのが衝撃的に出てまいりまして、続いて全農の株式会社化。これは私もびっくりしました。私はこういうものが出てくるだろうということで、やはりこちらからも先制攻撃をしなければならないというつもりで、『世界』という雑誌の四月号に農業改革について論文を書きました。会報『地域と農業』第九四号に再録しますので読んで頂きたいと思います。

大体当ったと思っていますが、この全中廃止や全農株式会社化という、頭二つを潰しにかかるような所からいきなり出てくるというのは、私も想定外でした。中央会制度をなぜ廃止するかは、規制改革会議の農業ワーキング・グループの意見で「単協が地域の多様な実情に即して独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協

中心へ、『系統』を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し…」と記述してあり、これを見ると中央会が画一的に上から指導して、単協の自由な活動ができないから廃止するという理由です。皆さんはそういうことは実感としてあるでしょうか。中央会がいろいろ言うので自由な活動ができない。そんなことは全くないと思うんですよね。飛田中央会会長さんが、この前道新で言っていました。「中央会の言う通りやろうなんて考えている単協は、北海道にはひとつもない」その方が実感だろうと思います。

ただ、全部がそうなのではなくて、やはり検査・監査と経営指導。ここのところは画一的かどうかは分かりませんが、統一した基準に基づいてきちんとやる必要性はいまだにあると思います。

この点で、元々中央会というのがどういうふうにできてきたのか。これは結構あちこちで今議論されておりますから、我々も歴史的な知識を持っておく必要があります。

戦後、昭和二二年の農協法には中央会というのはなかったのです。中央会が農協に登場するのは昭和二九年です。だいぶ後になってからです。これはどういうことかというと、戦後の農協というのは、その前身は農業会という統制団体だったというのはみなさんご存じですよね。戦時中の統制団体、この農業会というのは、戦時中に農業団体法という法律があって、それまでの産業組合と農会というのがありました。みなさん農協の前身というと、戦前は産業組合。普通はそれしか聞かないですよね。実は、この農会というのが重要

でして、戦前、産業組合というのは全農民を組織するということは結局できなくて七〇％くらいだったんです。ところが農会というのは一〇〇％の農民を組織して、全市町村にあって、何をやっていたかというと、農会技師さんというのがいて、技術指導と農政活動。農政活動は今も中央会がやっていますが、トップは戦前の地主勢力ですから、強力なものだったんです。ほとんど権力に近いところで非常に強い力を持っていた。

ちょっと面白いんですけれど、産業組合は何をやっていたかというと、信用事業と経済事業をやっていた。共済事業は戦後です。これをみると現在の農協の経済事業や信用事業は産業組合からきているんですね。技術営農指導と農政活動は、農会か

らきている。両方のＤＮＡがあり、これが非常に面白いところなんですけれども、戦後それで村々に単協ができる。連合会としては信連ができ、これが中金に繋がるんです。経済連というのは後からできるので、販売の連合会、それから購買連合会。技術指導の人たちが集まった指導連というのがあります。最近中央会をどういうものにもっていくかというので、農水省の中で指導連に戻せという議論があると新聞に書いてありましたが、ところがこの指導連では今の中央会がやっているようなことはとてもできないというのは直ぐ分かります。

戦後の農協は、農協関係の方はみんなきっとよく分かっていると思いますが、出発して数年のうちにみんな経営破たんするのです。ドッチ不況の中で全国的に経営破たんする。当時はまだ食糧事情が厳しくて、供出と配給という統制経済が生きていました、それを担っていたのが農業会の機能を引き継いだ農協であって、これが動きが取れなくなったら国民が飢えるわけです。従って、これを何とかしなければいけないということで国が乗り出して、再建整備法という法律ができます。あくまでも農協というのは役所が動かすのではなく自主的な組織だという事でやっていましたから、再建整備法というのは、農協が自主的に再建したら国がそれに対して補助金を出しますよという法律だったわけです。だけども、これはどうしても国家としてやらなければいけないということで、たいへん力が入って、農協の中で自主再建というとき「誰がやるんだ。誰が担当するのだ。指導連がやるのか」というとできない。なぜかというと、農会がやっていた技術指導の人たちが集まっていたのが指導連ですから、技術屋さんしかいないのです。とても単協の経営指導なんてできもしないし、そういう権限もないわけです。そこでハタと困って指導連じゃ駄目だというので、ここにそういうことに詳しい中金や信連や販連や購連から人を連れて来て、農協を再建整備するための特別の対策協議会、農協経営対策中央協議会（経対協）、これが中央にできる。農協経営対策北海道協議会というのができる。都道府県に全部できるんです。この経対協が一生懸命農協を経営指導して、四、五年かかるんですが再建整備をなんとか終わらせる。昭和二九年にその任にあたった経対協が中央会になるということなんです。これが中央会の成立の歴史です。

皆さんは多分年代的にいって再建整備なんて知識としてしかないと思うんですが、わたしはこれを実によく覚えています。なぜかというと私は昭和二一年に小学校一年生になって二六年に六年生でした。私も田舎で育ったものですから、農協こども貯金というのがありまして、四年生のころから農協に貯金するんです。そして六年生になったらそのお金で修学旅行に行くん

です。私は会津でしたから修学旅行で新潟まで行って、生れて初めて海を見る。ところが昭和二五年ころだと思うんですけれど、農協がつぶれて貯金がおりないぞという衝撃の情報が入ったのです。これはもう大変な事だと、修学旅行へ行けないというので大パニックになりました。その後もちろん学校と農協でいろいろやってお金がおりて修学旅行へは行けたということがあったので、この再建整備は自分のこととして非常に強く覚えています。やはり日本全体でも大変な問題であった。そういう中で中央会が生まれました。

2 中央会は単協の自由な活動を制約するか

中央会は何をする所ぞというと、第一にでてくるのが監査、経営指導ですね。当然なのです。正にそのための組織であって、だから未だにそこが中央会の第一の任務になっています。昭和二九年頃にできたのが今はもういらないのではないかといろいろな人が言っています。ところがそういうことは本当に必要なくなったのか。その後ずっと農協の経営問題というのはあるわけです。この時考えなければいけないのは、農協というのは日本で最小の金融機関だということです。金融機関は潰せない。日本の戦前からの伝統的な金融政策というのは、金融機関は絶対潰さない。護送船団方式というのはそういう為にあったわけであります。ですからその重要な部分を中央会というのが担当していたわけです。これは自民党のプロジェクトチームの森山さんも言っていますが、その点では農協は実に良くやってきたと評価しているんです。この間ずっと農協、信連も含めて破綻というのがいくつかありましたが、それをパニックにしないで、その単協の破綻については全県で支援して、合併その他でうまく収めてきた。それから県単位、宮城とか鹿児島で信連そのものが破綻するという大変な事がありましたが、それは全国的なカバーによって協同組合精神で収めてきた。そういうことを農協は良くやってきたし、これからも必要だということをちゃんと言っています。だから分かる人は分かるんだなと。このことはもっと自信を持って言っていいと思います。これは大きなことです。

バブルの後始末で単協の広域合併というのも、六、〇〇〇あった農協を七〇〇にまとめた。大変な事でした。この必要性についていろいろ言っていますけれども、基本はやはり不良債権処理の問題が中にあったと思います。これをどうやってカバーするか。何とか自主的に、まだ解決とは言えないけれど収めてきたわけですね。銀行もそれと同じ事をやって、昔あった銀行の名前を忘れるくらいメガバンクができています。銀行の場合は、長銀だけでも何兆円という公的資金が入っています。

全部でどれだけの公的資金を投入したか分らないです。それに比べれば農協は全く迷惑をかけることなしに自力で仲間を救済してきた。このことは大いに胸を張って然るべきことだと思います。

しかし今だって「合併したんだけれど、どうもうまくいかない。更なる合併が必要だ」とか、「全県一農協」だとか、まだやっているわけです。ですからここの所の監査指導というのはこれからもきちんとやっていかないと。北海道はもうそういうことは卒業したと思っていたら、某大農協が今問題になっていますね。ああいうことが現に起きるわけですから、やはり中央会機能というのはなくすわけにはいかない。これが信用事業との関連ではっきり言えることです。

しかしそういうことについてはこれは何も書いていなくて、もっぱら中央会主導で単協が独自性を発揮できないというようなことが書いてありますが、これは全然理由にならない。さっき言った飛田会長の話のように、どこの農協だって、その地域の特質に合わせて、その地域の農業の発展の為にどの単協もそれぞれ独自性を発揮して、いろんなことをやっている。中央会はそれにああしろ、こうしろといったことはないと思います。頑張ってやっている事に対してそれをバックアップするという役割に徹底してきたはずです。

これも北海道には反論できる材料がたくさんあって、例えばさっき言った農協合併は全国の大会で決めた大方針ですよ。かなり強力に上から指導されたんですが、それに対して十勝はどう反応したか。今は一九市町村の中に二四単協がありまして、合併したのは確か帯広市農協と川西農協が合併した一つだけです。そのかわり農協ネットワークという、農協ごと、作物ごとに、この作物についてはわが農協が責任を持つよ。長いもは八農協から集まったものを帯広市川西農協のブランドで出荷する。隣の芽室はスイートコーンについては芽室町農協が責任を持つ。芽室の中の長いもは川西に、川西のスイートコーンは芽室にということでお互いに責任を持って全国流通をやっていく。このやり方で十勝は農業生産高を確実に増やしてきております。これは全国的な農協合併の方針から見たらとんでもないことなんですが、確か北農中央会でも十勝については四つに割って、東西南北で四農協にまとめるという案でした。現地ではそういう実行案でやって成功した。そのことについてお互いに最終的には認めるわけです。全中の方針と違うというようなことは言わない。現地がそれでうまくいけばそれが一番良いのではないか。農協とはそういう組織である。それの何よりの証拠なんじゃないでしょうか。

3 農政活動の根拠・変遷

そうすると中央会はいらないという根拠はどこにあるのか。根拠はないと思うんです。信用事業経営ということについては、未だに中央会の監査と指導は必要だ、中央会が単協の自由な経済事業その他を邪魔しているという事実はないということになれば、なぜ中央会を廃止なんて言うのか。

これは恐らく農政活動で、端的にいえばＴＰＰでＴＰＰ推進派は頭にきたんだと思いますよ。東京方面の話を聞くと、この間いろんな全中と農水省、全中と自民党でいろんな話し合いが行われていますが、そこで一番言われているのは「ＴＰＰ反対運動もいい加減にしろ」とかなり露骨に言われているらしいです。ですから、一番の狙いというのは「いい気になってＴＰＰ反対などやっていると潰されるよ」という脅し。これが一番素直な解釈でしょう。

それで農水省の中でもそういうのがありまして、農水省側にも「中央会はわれわれがつくったものだ」という意識があるみたいですね。その時の事情からいって農協を救わなければ、農協は建前はともかく自主的な自力救済なんてできない。農水省全面応援で経対協をつくり、それを中央会とした。中央会の初代会長は荷見安さん。戦前の農林大物次官ですよね。それをトップに持ってきたのです。その後、中央会は農水省の言うことを良く聞いて、補助金を貰ったということもあって、農水省と二人三脚でやってきた。もっと言えば行政の下請けを一生懸命やってくれた。だけどもウルグアイラウンド辺りからおかしくなってきた。農政に盾突くようになった。特にＴＰＰでは、今やＴＰＰは国民運動になってきていますから、その先頭に立っているのが全中ではないかという意識は

あるようです。やはりこの辺で潰しておかなければならない。脅かしておかなければならない。

今後、中央会を法律上どうするかという議論が始まります。これは農協法から中央会を全部削れというものすごい乱暴な提案です。そうすると農政活動の根拠というのは何か。ここにちょっと書いたんですが、行政の方は十分ご存じのことですが、農協法七三条、というのは中央会に関する法規です。その二十二に中央会の任務というのがあって、経営指導とか、監査とか、教育というのが五項目くらい書いてあります。それの第二項に「農協中央会は、政府に対して農業問題につき建議することができる」というのが入っていますね。我々はよく農協の農政活動というのはどういう根拠に基づいてやっているんだと聞かれるんですけれど、それがこれです。農協法七三条二十二の第二項の建議権。政府に対して「米価をこれだけに上げろ」とか、「米市場開放はやめろ」とか、ずっと建議してきたわけです。これは法律に基づく建議権ですから、政府は聞きっぱなしというわけにはいかないのです。それに対し、きちんと回答し対処しなくてはならない。その対処が不十分だと、大衆動員でデモを掛けるぞということになってきます。ですからこの建議権は大変重要でして、労働組合で言えば団体交渉権に等しい、たいへん重要な農協の権利であります。私はこの中央会に関する規定がどういうふうになるのか分りませんが、これを消したいというのがひとつ強力にあると思います。

それは農業委員会については「行政庁への建議等の業務の見直し」の中で「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する」と書いてあって、今まで農業委員会も建議権を持っていました。それを除外するとはっきり書いてあって、こっちの方は自民党のＰＴでも農林省の方でもこれが生きています。だから農業委員会についてはいまのところ政府の方針はこのとおりやると。それをたぶん農協中央会についてもやるということになると、かなり大変な根本的な問題ですね。そういうことで特に注意が必要だということであります。

4　ＴＰＰ反対運動の国民的広がり

やはりＴＰＰの問題で、最初は推進派は問題を農業問題に閉じ込めて、また農協の連中が自由化反対と言っているというくらいで済ませることができるんじゃないかと思っていた節があります。ところがＴＰＰそのものが、とてもそんなものではなくて、国民の全生活に関わってくるということがだんだん分ってきて、いろんな人がこの反対運動に合流してきた。特に医師会とか、主婦連とかが入ってきて、これは大変なことなんです。

農協、医師会、主婦連というのは、だいぶ昔、三大圧力団体と言われてきました。三大圧力団体がこぞってＴＰＰ反対。これは推進派からしたら、正に想定外の大変な事態です。しかも国内の強い反対を受けて国会決議。今いろいろ要求に対して圧されているというけれど、国会決議というのは非常に効いていますよね。

あれがある限り、アメリカの関税ゼロという、バナナのたたき売りみたいに譲歩しているみたいですけれども、関税ゼロは絶対受け入れられないわけですから。アメリカは関税ゼロでなければ話は続かないということで、今ＴＰＰは漂流しているという状況だと思うんですが、これに対する焦りというのは、我々が考えているより非常に大きいんじゃないでしょうか。そういうことを背景にして、中央会問題というのは考える必要があるでしょう。

４．全国連合会なくして協同組合の発展はない

1　ロッチデール組合から全英卸売連合会まで

これだけで長くなってしまいましたが、次ぎは全農の株式会社化の話です。

「全国連合会なくして協同組合の発展はない」と書きましたが、協同組合運動、協同組合的事業方式というのは、単協があって、地域の組合があって、ローカルの連合会があって、ナショナルの連合会があって、それで初めて協同組合事業として成り立つんだ。ここのところをきちんと抑えておかなければならないんです。これはロッチデールのお話をすると一番わかりやすいと思います。

協同組合の元祖は、一八四四年にイギリスのロッチデールという町にできた小さな消費組合、小さなお店だということはみなさん良く知っていますよね。当時は資本主義の初めての本格的な恐慌と言われるものすごい恐慌の中で、工場が止まり、労働者がくびになる。その頃の労働者の生活はというと、労働組合も労働基準法もない時代の労働者ですから、月末に給料をもらうとそれでみんな酒を飲んじゃって次の日から一文無しになってお店に行って全部つけで買うわけです。つけで買って次の給料日には法外な利子を取られて、また無一文になってまたつけで買う。これを繰り返していたわけです。工場で絞られるだけじゃなくて、町で生活の場で商人にしぼられていた。

だけども恐慌でみんなくびになる。そうすると商店主はつけで売っても回収する見込みがないから次の日からパタッと売ってくれない訳です。そうするとたちまち食う物がなくなる。そ

の時にロッチデールの町では、二八人の先駆者と言われる人が集まってなけなしの一ポンドずつを出して、どこの店も売ってくれないのなら我々自分たちの店を作ろうじゃないかという事で作ったのが、ロッチデールの第一号店である。大変有名な話で、私がこの話が好きなのは、実は北海道の産業組合の事実上の第一号だと思うんですが、峰延の産業組合はこれと同じでき方をしたんです。大正二年の大冷害で、今は冷害といっても五割か六割は取れるんですが、大正二年の大冷害は文字通り何もとれない。あのころはこの悪徳商人と同じような仕込み商人というのがどの町にもいて、そこからつけで買って開拓農家は生活していました。その仕込み商人がピタッとつけでは売ってくれなくなった。

そこで小林篤一青年は、その時二〇歳くらいだったと思うんですが、自分たちの店を作ろうじゃないかとまわりの仲間に呼び掛けました。そしてそれを登記するために行ったら、そこの代書人が勉強している人で、あなた達の考えていることはただの店ではなくて、産業組合法に当てはまるのではないか。産業組合ということで作れば税金も負けてもらえるし、いろいろな特典があるよということで、初めて峰延産業組合ができるわけです。これはロッチデールと全く同じで、産業組合というのは上から政府が作ったんだというのに対して、そうではないぞという反論をするのにいつも私はこの話をします。やはり北海道の開拓農民は大したものです。

峰延の話はそれでいいんですが、ロッチデールのお店ができた。実はロッチデールの人たちが偉いのはそこからなんです。実はそういう状況だと皆同じ事を考えるので、イギリスのあちこちで同じ事がありました。小さなお店がたくさんできました。ところがこれがみんな潰されていくわけです。運営能力が無くて潰れていったのも多いんですが、しっかりみなさんの支持を集めて、一般の商店が脅威を感じるほど店が発展していくということになると、商人たちはこれを潰すためにいろいろなことを始めるわけです。いちばんいいのは仕入ルートを切ることなんです。卸ルートというのは彼らが握っていますから。これを切って、消費組合には商品が行かないようにすれば潰れてしまう。大体それで潰されるのです。ロッチデールの人たちが偉いのは、それと戦って、周りのところに同じ店を作らせたのです。ロッチデール原則というのは難しいことが書いてありそうだけれど、そうではないんです。こうすればちゃんと消費組合ができるよという、ノウハウ集なんです。それを配って、とにかくたくさん作って、それがみんな力を合わせてローカルの卸売連合会を作り上げたという所がロッチデールの人たちの偉い所なんです。これは最初はマンチェスター州のあの辺の卸売連合会

でした。今度は全国との関係で同じ事が起きますよね。全国のロンドンにいる人達がこいつを潰してやろうと考えたら、この太い卸売ルートを切れば良いわけですから、今度はそれに対抗して他の州と協力して、全国卸売連合会を作る。その為に奮闘するわけです。

2 連合会は一日にして成らず

ロッチデールのお店ができたのが一八四四年。全イングランド卸売連合会ができたのが一八六六年です。二〇年以上かかっているんです。連合会は一日にして成らずというのはそういうことなんです。株式会社は今は一〇〇円あれば簡単にできるんですが、連合会はイギリスで二〇年かかっている。日本ではどうか。

日本では戦後の農協で考えると、昭和二二年に単協ができて、翌年だいたい連合会がバアッとできるんですね。だから全然一日にしてできたんじゃないかというんだけれども、これはその前の農業会があったからそうなったのであって、そもそも産業組合時代に戻ってみたらどうか。そうしたら、産業組合法が出来たのが一九〇〇年、明治三三年（一九〇〇年）です。これがなかなか伸びなくて、したがって連合会もなかなかできないんです。全購連という全国連合会が最初にできたのが、一九三二年、昭和恐慌期です。だから日本の場合三〇年かかっているんです。イギリスで二〇年、日本で三〇年。しかもその間、日本でも反産運動というものがあって、産業組合をとにかく潰そうとする、大変な商業者の妨害工作があったわけです。それと戦いながら三〇年かかって全国連合会を作りました。

産業組合が急に元気になって、いろいろなことをやり出すのは昭和恐慌期からですよね。いろいろな要因があるけれども、全国連合会ができて初めて産業組合が活発に動き出したということが言えるわけです。ですから産業組合、協同組合にとって、地域の単協だけでは絶対成り立たない。日本で言えば都道府県レベルの連合会、全国レベルの連合会というのがあって、これが一体になって初めて協同組合の事業ができる。関係者は皆知っていることで、そう思ってやっているわけですけれど、外の人はなかなかそうは思わない。

全農を株式会社にしろというのはどういう発想なのかと東京のある人に聞いたのですが、東京の農協のビルがありますね。数年前に建て替えて大きなビルになりました。それが隣にある経団連ビルよりも高いそうです。どうやらそれが気に食わないらしい。あの農協ビルというのは全中と全農が入っていますから。全農があれだけ立派なビルを建てられるようになったんだから、そろそろ株式会社でいいじゃないかというんだそうです。

これればどういう感覚かと言うと、協同組合というのは非常に弱々しくて、国がバックアップしないともたない。そういうものとしてイメージしているんです。だけど非常に大きくなって大きいビルが建つようになったら、もう自立して株式会社でいいんでないのという感覚。どうもこういうのは一般的にかなりあるらしいのです。だから我々は協同組合方式とは何か、株式会社とはどう違うのかということを、もっともっと広報していかなければいけないと改めて感じました。

3 「中抜き二段階」改革は系統農協の自主改革

農協合併は一律ではない、それぞれの地域農業の実情に合わせて創造的にしているんだよという事をさっき単協の問題で言いましたけれど、連合会統合でも北海道はそういう実例を持っています。単協の広域大型合併と並んで、県連と全国連を統合する「中抜き二段階改革」ということで、北海道でも大変な議論になりました。全中の方針は、「全経済連が全農と統合せよ」ということだったんです。表向きは三段階より二段階の方が手数料を節約できるとか、いろいろな説明があったんですけれど、そんなことでは全然ないんです。あの頃はもう単協が不良債権を背負っているというのと同じで、不良債権はむしろ信連とか共済連なんですが、いちばんの問題は、一九九一年ですから、ウルグアイラウンドの交渉がだいたい先が見えてきて、このままでは食管制度はもたないぞという事が見えてきた頃です。その段階で、日本の四八ある経済連の中の半分以上は、ほとんど販売事業は米だけ。制度がありますからね。あとは事実上の購買連になっている。そういう所が多かったです。食管廃止になると販売事業が成り立たない。購買事業もそのころは大型農協がどんどん誕生して、みんな全農直接利用というわけですから、すでに中抜きなわけです。そうしたら経済連はどうするのだ。経済連の経営問題があって県連そのものをすべて全国連に吸収合併しようとなったわけです。

ただし北海道はそれでは進まないですよね。当時の藤田専務がそこにいらっしゃるんですが、中抜き二段階制そのものは非常に困っている経済連の救済策という性格を持っていました。頑張っている経済連はどうしてくれるんだという事があるわけです。ここがやはり農協の系統指揮の在り方として反省しなければいけないんだけれど、ここは困っていませんよ、だから統合しなくていいですよ、あなたは困っているから統合しなさい。これをやったら、みんな〇×を付けるようで、大きな組織というのはこういうことを嫌うんです。だから全部一律に統合しなさいということになって、北海道はそれと戦って独立経済連というのを守ったわけです。これだって北海道だけではなくて今、

全農に統合しないで独立してやっている経済連が八つあります。それは結局全農も全中も認めたわけです。さっきの十勝の農協ネットワークをみんなで認めたと同じように、多様なあり方としてその地域にいちばん根付いた連合会のあり方について、お互いに認めようと。この点も大事なところだろうと思います。

4 独立系経済連でも購買事業の全農依存率が高い理由

全農の役割は歴史的にはわかるけれど今は役に立っているのかというのはよく聞かれます。これはうちの研究所で藤田さんを中心にして、独立系経済連がその後どうなっているか。全農と統合しないでうまくいっているのかどうかという実態調査を行っています。結論としては頑張ってみんなうまくいっています。

その中の調査項目の一つに、「全農依存率」というのがあります。これはどこでも、ホクレンでもそうだったのですが、全農と統合しないんだったら、全農から買うよりは安く肥料や農薬を提供してくれと、こういうことを単協から要求されるわけです。「そうじゃないと全農に統合しないメリットがないじゃないか」と、「わかりました」ということでやるのですが、これがなかなか難しいです。

私はある経済連で「全農を通さないで安い肥料を買えていますか」と聞いたのですが、最初はうまくいっていたんです。どうやっているかというと、スポット買いです。ある大きなところでドンと仕入れたけれども売れなくて安くポンと売るような事があるのだそうです。そういうのを集めてやっていれば何とかなるのだけれど、これは長くはもたない。結局数年経って、全農から仕入れるのが一番安定して一番低コストということになったようです。

どの経済連も最初は全農依存率を下げるということで始まるんだけど、大体今、購買事業の全農依存率の実態は五〇%～六〇%となかなか下がらない。下がらないどころか上がっている。これはどういう事なのかというと、全農が全国連合会としての機能をちゃんと果たしているということです。その調査でもどういう品目が全農依存率が高いのかというと、まず肥料・農薬・餌。これは何かと言うと、原料を輸入しているものです。輸入の権利は全農しか持っていませんから、そこに依存せざるを得ない訳です。国内ではダンボールとか農業機械とか、自動車とか。これはみんな大資本と交渉して値段を決めて行かなければならないものです。自動車なんて日産とやるわけです。これはやはりこちらが相当大きなロットを持ってやらないと、値段は下がらないわけです。

それと別に横から行こうと思ったら大変高い物を買わされる。だから購買事業における全農依存率が五〇～六〇%から下がら

ないということは、今なお全農は共同購入組織として機能しているということです。

これも新聞にはいろいろな事が書いてあって、ホームセンターに行ったら農協より肥料が安いぞと書いてあるんですね。これはホームセンターの人に実際に聞くと「肥料にはいろいろなものがあるんです。我々は素人が家庭菜園で作るにはこの程度で十分だというものを仕入れて来るんです。もし本当に同じ品質でこっちが安かったら、プロの農家の人がみんな買いに来るはずだけど、誰も来ませんよ」まあ、そういうことでしょうね。ですからそういう点では共同購入のシステムではきちんと機能していると考えて良い。だけどもっと下がるんではないか、もっと機能するんではないかという期待は持って良いんじゃないでしょうか。この際いろいろな議論をしながら、「もっと出来ないのか」とやっていく必要はあると思います。

5 協同組合はなぜ独占禁止法適用が除外されるのか

それで大事なことは、そういう機能をやっているから独禁法の適用除外になっている。おそらく全農の株式会社化ということの要求のいちばんの理由は、独禁法適用除外の除外です。それは今言ったように全農がバイイングパワーを発揮して、値切り交渉をやってくるというのは、大企業にとっては非常に面白くないし、輸出入の業務に大量に参入しているというのは、商社にとっては非常に面白くないのです。それの根拠になっている共同購入というものをなんとか外させたい。それが株式会社にするのが一番良い。大きくなったんだから自立して株式会社でもやっていけるでしょうとおだてておいて、ぱっと独禁法を外す。こういうシナリオが見えています。

連合会については、我々は一生懸命やっているのに、どうも上の連合会の方がきちんとやっていないから上手くいかないというふうに、被害者意識で見がちなんですけれど、またそういうところもなかったとは私は思いませんが、全体として協同組合的事業方式が攻撃されたとみた時、これはシステムとして守

りながら中身を改善していくことがこれからの課題だろうと思います。

5．単協から切り離せない信用事業と共済事業

1 信用・共済分離論がなぜしつこく出てくるのか

いちばん問題なのは、信用・共済分離論だと思うんです。これがしつこく出てきている。小泉内閣の時も、「農協から信用・共済を分離せよ、経済事業に全力投球せよ」と、同じことを言われたんです。つまり総合農協を解体して農業に特化した専門農協になれと。あの時は、小泉内閣の規制改革会議では、それに対して政府が金融庁に問い合わせたところ、金融庁が非常に明快な答を出しました。信用事業というのは、農協の場合単協の事業から切り離せないものだ、従って分離論は金融側として成り立たない、ということを金融庁はきちんと言ってくれたのです。今回はそれをまた蒸し返しているんですが、同じ言い方はできなくて、その時自民党が「信用と共済を引き離したら総合農協はやっていけない、経営は持たない」ということを非常に強く言ったものですから、今回は窓口業務だけ残して、それ相応の手数料を払えば単協が困ることはないんじゃないかという言い方になっています。しかしこうした議論がしつこく出てくるというのは、まさに今の総合農協を解体する。そのためには信用・共済を引き剥がせば農協は持たない。今の規制改革の人はそんなことは分かっていないと思いますけれど、あれを書いたのは誰だという話があって、多分農水省の誰かですよ。農水省は分かっているわけです。農水省は今の農協のどこをどうすれば潰れるかというのはよく分っている。それがこの信用・共済の文ですよ。

2 信用事業は営農指導、経済事業と一体

これは二つに分けてやろうと思います。ひとつは経営問題です。もうひとつはより本質的な信用事業とは分離できるものか。共済もそうですが、信用事業も共済も元々は単協の事業です。単協の中の相互信用であり相互扶助です。信連中金や共済連というのは何をやっているのかと言うと、これは貯金の運用と、掛け金の保全です。それと再保険です。ですから単協でやっている信用事業を中金が引受けると言ってもそれはできないです。

では、単協の信用事業とは何か。これも北海道でやっていることが非常にわかりやすい。クミカンのことを考えればいいのです。クミカンというのは、短期貸越制度。あきらかに信用事業であり、営農指導でもあるわけです。組合員は春先に営農計

画書を農協に出す。これは大体ベテラン農家はパッパと書いて出すのですけれど、大体は営農指導員と頭を突き合わせて、一年の計画を立てるわけですから。全部の収入・支出、その中でここは自分でこれだけ準備ができる。これはこれだけ足りない。これは農協から借りなければならない。短期貸越ですよ。そういうことで営農計画書ができて、極端な事を言えば、冷害の次の年なんてだれも春先にお金を持っていませんから、クミカンだけが頼りですよね。クミカンで農協と契約すれば、一年間極端な話お金が無くても営農と生活ができる。これはやはりすごい制度ですね。

梶井先生が北海道に来て、「クミカンというと、それで農家を縛っていると悪い話ばかり聞いていたけれどこれは対人信用無担保融資という協同組合の信用事業の最も模範的なやり方だ」と言ってくれたことがあります。ですから信用事業は営農指導と一体であり経済事業とも一体なのです。これがなければ経済事業も動かない。そういうものとして信用事業が現に機能していて、ここを窓口で手数料だけ払えばいいなんて言うのは、全く現場を知っていないということであります。

3　共済事業も本質的に単協の事業である

共済も同じで、単協というひとつの地域の中の相互扶助でありまして、今のところ共同元請け制ということで、リスクは全共連が持ってくれています。だけども、これは加入から事故処理から査定から全部単協でやっているんです。だから単協の共済担当の人というのは大変です。私は「農家の弁護士」と言っています。一軒一軒の農家を良く見て、いったん事故が起きた時は、普通の保険屋さんでもいろいろやってくれますが、農村特有の事情とか、そういうことになってくれば、いろんなことを知っている単協の職員でないと扱えないケースは実はたくさんあるわけです。そういう中で共済事業を引き剥がすなんてことはあり得ない。しかも最近、共済事業は健康で安全な地域を作る運動というので、デイサービスとかいろんなところに広がっています。そういうことで信用事業と共済事業はそもそもどういうことをやっているのかということを、この先生方には良く分ってもらわなくてはならない。

6．日本型総合農協の必然性と合理性

1　農協の欧米型と日本型の歴史的背景

さっき言った自民党の森山さんは、農協の役員もやったことのある人なんです。そこのところは良く分っているようですね。

それから総合農協というのは日本にしかない。欧米はみんな専門農協だ。こんな言い方もあるんでしょう。これは研究者の中にかなりあるんですけれど、確かにそうなんです。欧米はみんな専門農協なんです。総合農協は日本にしかないからガラパゴスだということを言います。どうも研究者の中には欧米の方が進んでいて日本が遅れている。だから欧米と同じになるのが進歩だ。そうならないのはガラパゴスだ。こういう先入観があります。だから農協も専門農協にすればよい。というようなところに乗っかっていますよね。

これは簡単に言えばなぜ欧米では専門農協なのか。日本では総合農協なのか。向うでの農業がずっと発展条件を与えられる中で農業経営自体が地域的にも分化・専門化してきた。ドイツのある地方に行くと、一面全部ぶどう畑なんです。そういうところではぶどうの専門農協が発達する。そういう状況は日本にはなかったんです。日本では生活と経営が分離しないんです。何よりも小さな非常に等質的な農家が集落を形成して存在している。こういうところでは、ひとつの協同組合で全て用を足せる総合農協でないと、現に機能しない。特にその中心になるのは、信用事業である。信用事業を根底に置いた総合的機能を持った日本型の農協。これが日本に適合した協同組合です。

2 専門農協の発展と衰退、総合農協への吸収

実は日本でも専門農協はありました。しかも専門農協の方がずっと活躍して、総合農協の時代は終わった、これからは専門農協だと言われた時期がありました。いつかというと、一九六〇年代から一九七〇年代前半にかけて、農業基本法ができて、畜産・青果物というものが、成長農産物であると言われてました。そういうものを大いに発展させて行こう。農協もそれで頑張ろうというのが農林省の方針だったんです。その頃の総合農協はさっきの再建整備のトラウマが取れなくて、野菜だとか畜産、フリーマーケット作目にはおっかなくて手を出せない。食管制度で値段が決められている米麦にしがみついていたわけです。

そうすると当時の農林次官の小倉武一さんが怒って「こんなことをやっていたらわれわれも農協に期待していたけれども、総合農協ではやっていけない。これからは農水省も総合農協主義をやめて専門農協で行く」というようなことを公言していた。ところがそういう時期は長くは続かなかったですね。専門農協が左前になってきた。それは何かと言うと、自由化です。特に日本の自由化はＧＡＴＴ東京ラウンドのオレンジ・肉牛。あそこから始まったのです。それでみかん危機がくる。今まで派手

にやっていた専門農協の経営が立ち行かなくなる。それでばたばたと専門農協が一九七〇年代に入ると潰れていく。潰れて結局総合農協に吸収合併されていく。

何で専門農協はそんなにもろかったのか。信用事業と共済事業を持っていないからです。日本の統計では、信用事業を持っているのが総合農協。持っていないのが専門農協というふうに分類されています。総合農協は金融事業を持っているだけ守りに強い。このことが実証されました。結局専門農協は吸収合併され、この時期に残った専門農協もその後の広域合併の中で結局全部吸収合併されました。

専門農協は幾つかありますけれども、北海道にもサツラクとかが頑張っていますけれど数が少ないです。だいたい日本は総合農協です。こういう経過を見ると、「専門農協＝健全化」だと書いてあるのは全くの嘘です。事実に反する。こういうことをきちんと押さえて置く必要があります。そういう意味で現在の総合農協を、我々は自信と確信を持ってこれからもこれをもっと磨きあげていかなくてはならない。この時期に専門農協がバタバタと潰れて総合農協に吸収合併されましたが、これは実は総合農協の中で非常に大きく活きたのです。それまでの総合農協は米麦農協と呼ばれていたのですから。野菜や家畜は扱えない。これはマーケティングができない。営農指導ができない。米麦農協というのは何もしなくていいんです。技術指導は改良普及員さんが指導してくれる。米は国がみんな買い上げてくれる。それしかできなかった総合農協が、専門農協の施設・ノウハウ・営農指導能力それと人員ですね。それをみんな吸収することによって、私は総合農協に革命が起きたと思っています。農協というのは自主改革を全然していない、上から改革しないとダメだみたいな認識がありますが、これなんかものすごい自主改革ですよね。それまでの総合農協とそれ以降の総合農協とは、まるで違う農協になった。私は『新総合農協論』という論文を書いたことがあります。改めてこの時期を自主改革として捉える必要があると思っております。

7．農協の准組合員をどう見るか

1 准組合員の事業利用を制限できるか

あと幾つかの事についてお話したいと思います。准組合員問題。これは北海道は関係ないと思っている人が結構多いと思いますが、「准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の二分の一を超えてはならない」という量的規制です。これは一行だけで何の事か分らないんですが、要するに准組合員の利用を規

制しようということですが、もっと言えば准組合員ばかり増えて、農協はそれでいいのか。前から言われていることです。最近（二〇一一年）は全組合員数のうち准組合員が過半数を超え五三％になった。これでは准組合員と農外事業に依存した不健全な農協のあり方である、「改革せよ」ということです。北海道のわれわれは、「それは内地の都市型農協の話でしょう。うちは関係ないよ」と言いがちですが、しかし、全国で一番准組合員率が高いのは北海道という衝撃的事実があります。全国平均は五二％だが北海道の准組合員比率は七九％である。准組合員の比率が高いということが農協がおかしくなる原因であれば、北海道の農協が真っ先におかしくなっていなきゃならないんですが、北海道の農協はとても健全な農協らしい農協だというのは、この先生方も含めてみんなが認めることですよね。これはいったいどういうことなんでしょう。

2 北海道が全国一准組合員率が高いのはなぜ

私はだいぶ前にこのことに気が付いて調べました。そして北海道の准組合員のほとんどは離農者だということがわかりました。北海道の農家戸数は、昭和三五年の農業基本法ができた当時は二三万五千戸でした。今は六万戸を割るというんですからね。ですから計算すると七五％の人が離農している。ですから都会の人も含めて七九％くらいの准組合員ができてくるのは当然ですよね。

みなさん離農しても貯金はそのまま農協に置いておくし、JA共済の方がいいから一般の損保・生保に変える気はない。Aコープは使わせてもらうということで、ずっと事業は利用するし、何よりもやはり繋がっていたいんですよね。そういうことで、准組合員になっているわけです。単に繋がっていたいという情緒的なことだけでなくて、その地域に留まっている人であれば、過疎地帯ですから商店はどんどんなくなる。ガソリンスタンドも農協のスタンドしかないとか。それが過疎地帯の現実でしょう。だから離農者でなくても普通の地域住民でも農協事業を利用しないと生活していけないというのが実態です。農協は正に総合経営でバックアップしながら、いわば骨身を削りながら赤字の店舗を残し、スタンドを残し、配送事業を続けているのです。准組合員ばかり増えているから准組合員の利用を制限せよなんて言うのは、地方の実態を全く見ていないのです。

3 准組合員とはどういう人たちか

准組合員というのは三つの部分から成り立っていると思うんです。一つは離農者。北海道だけじゃないです。内地だってかつては六〇〇万戸農家があったのに今は三〇〇万戸ですからね。

五〇％は離農したわけで、五三％が准組合員というのは話が合うわけです。それと、過疎地の地域住民。農協の施設を利用し、農協をライフラインとして頼っている地域住民。三番目に都会の都市型の准組合員。この三つがあると思います。

一番目と二番目を考えただけでも、准組合員制度をやめろとか、准組合員の利用を制限しろというのがいかに非現実的かということなんですが。三番目の都心型農協の場合は、やはり我々も少し考えなければならない。大体東京とかあの辺にいる人たちが目にしている農協は、みんな都市型農協ですから、何だあれはという事がたくさんあるわけです。農業なんか全然やっていないじゃないか。みんな金融事業で食っているじゃないか。利用している人も普通のサラリーマンで、農家らしい人が出入りしているのを見た事がないぞというような話です。これが農協かと。この都市型農協をどうするかということについては、前から議論されていることですが、これからの農協のあり方という議論の中で、考えていかなければいけない課題のひとつです。

4　都市農協の准組合員問題

私はこれはそんなに難しく考える必要はないと思います。都市型農協は、都市型農協だけで考えていたら、詰まってきて答えが出てこないですけど、これはもう合併ですよ。まわりの農村のしっかりとした農協と合併して、農協らしさを取り戻したうえで、都市農協独自の課題、都市農業の発展とか都市住民に環境を保障するとか、都市型じゃないと出来ない現代的課題がたくさんあるわけです。そういうものにチャレンジしていく。私はこの間、内地の都市型農協を二、三見ることがあったんですが、そういう点では非常に頑張っています。私が見たのは神奈川のＪＡセレサ川崎でした。川崎市は工業都市でかつては公害とか「川崎病」があり、イメージが悪かったですよね。そこから川崎市自身が何とか脱却しようとして、「エコのまち川崎」ということで一生懸命やっています。これは農協さんがパートナーとして活動してくれないとエコのまちにならない。あそこもいちばん奥の多摩丘陵のところにけっこう農地が残っていて、ここで採れるものは全部川崎市内の直売店で売ろうとかいろいろな取り組みをしています。私が感心したのは、准組合員全部にアンケートを出して、准組合員とはどんな人たちなのか。単に農協が近くにあるとか、利子が少し高いとか、そういうことで来ているのかと調べてみたら、そうではないことがわかりました。貯金ならどこでも似たようなものだけど、日本の農業にもっと頑張ってほしいとか、自給率を上げてほしいとか、地元の農業をもっとエコのまちらしくなってほしいとか。

やはりそういうふうに考えている人たちが多いということがわかりました。

感心したのは、准組合員を対象とする広報を出していることです。普通正組合員向けと一般市民向け広報はどこでもやっていますけれど、准組合員だけの広報を作って、この人たちは市民の中の農業応援団、サポーターだと。この人たちを特に大事にして、研修会をやるとか、家庭菜園の為の講習会をやるとか、いろいろな事をしています。あれは私も感心して、なるほどこういうことは北海道でも学ぶ必要があるなと思いました。

8．行政と農協の関係はどうあるべきか

1 食管制度から減反政策まで

次に、行政と農協の関係はどうあるべきか。これは資料五ページの最後の他団体とのイコールフッティング「安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにするため云々」当たり前のことが書いてあるようですけれど、今まではどうだったかという事を考えると、行政は徹底的に農協に業務代行をさせてきたんです。その意味で農協を特別扱いしてきました。これは制度としてそうなっていました。特に食管法の時は、食管法というのは国の米に関する業務は全部国がやらなければいけない。それを検査以外は全部農協にやらせたのです。集荷から保管から出荷から、農協が代行して初めて食管制度として成り立っていた。これは農水省にとっても頭の痛い事で、ある程度政府や農水省が農協の言う事をきかないといけないというのはそれだったわけです。農協が代行している分の人件費を計算したらすごいことになりますよ。食管制度は終わりましたが、その後減反が残りました。減反に関する業務も本当は行政がやらなくてはいけないんだけど、行政は実行能力がないんです。大体数字を割り振るまでしかできなくて、実際に町村に割り振られた数字を集落まで割り振って、集落の中で誰がどれだけ引受けて、これは特別な理由があるからこちらに回そうとというような話ができるのは、農事実行組合での話合いです。つまり農協しかできないわけです。国はそういうことに依存して減反政策をやってきました。

私は台湾に行った時に、台湾の人に笑われたことがあるんです。台湾でも減反政策があるんです。あの時新聞に、減反政策の目標が達成できないで、日本の真面目な農協の役員が首をつったというのが台湾の新聞に出たのです。日本人は「何を考えているんだ。真面目すぎる。台湾だったら全部行政にやらせて農協は一切減反には手を出しません」と言っていました。それで減反政策は出来るんですかと聞くと、「出来ない方がいいでしょう」と言うんです。そんなの何を手伝っているんだという、目から鱗だったんです。そういうことがありました。

農水省としては減反をやめるというのはそれがあるわけです。今でも書類作りとかいろんなことをやらされているんですけれども、やはり農水省としては、これはやはり切りたいわけです。それで行政にとってはもう農協はいりませんと言うわけですが、農協の協力なしに血の通った農政ができるでしょうか。

2 「制度としての農協」から対等なパートナーへ

だけども、これから農協を議論していくときに、ここが一番大事だと思うんですが、農協の方から自立していかなければいけないんです。現に全中も「自立した自主的な組織として自主改革をやる」言っていますが、実は日本の農協は、統合する前ですけれども、三段階・全員加盟という世界に冠たる組織を誇っていたのですが「制度としての農協」、私の表現ですが、制度だったからこれができたわけです。三段階というのは国・都道府県・市町村という行政の三段階に対応していたわけです。そこで行政代行業務をやるために全農家を集めた。それでないと行政代行はできませんから。今度行政が、「もう制度としての農協はやめた」と言った時、農協の現勢を保てるかという問題があります。今までは制度だったからみんな加盟しなければならなかったけれど、今度は自由自主だと言った時に今の農協にそれだけの求心力はあるだろうか。誰々さんはちゃんと組合員として残ってくれるだろうかということを考えた時に、少し心細くなってくるという実態があります。

ですから「制度としての農協から、自主的な農協へ」と、口では簡単に言えるけれども、それできちんと今までの実勢を保てるだけの求心力・理念・結集力、こういうものをどのように発揮していくか、ここのところがこれからの農協にとって一番の課題になるんじゃないでしょうか。

ですからここで改めて協同組合教育。ただの研修ではないですよ。協同組合とは何か。なぜ我々は協同組合に結集しなければならないのか。この教育が問われるんじゃないでしょうか。ただし、協同組合教育だからといってそんな難しいことを、イギリスの話だとかドイツの話を調べてきてやらなくてはいけな

いのかなと考える必要はないのです。私はいろいろなところで言っているんですけれども、むしろ我々がやってきたことをきちんと整理して話せばよい。特に北海道は、協同組合の力で間違いなくすごいことをやってきたんです。

3 北海道の経験は協同組合教育の最良のテキスト

米一つをとっても国からは完全に北海道米というのは捨てられて、品種改良なんかも止めろと、北海道で美味い米なんかできるはずがないと言われたんですから。技術者が頑張って品種改良の部屋を何とか残したんだけど、美味い米なんかをやるんじゃなくて、北海道は餌米と直播米の低コストでできる米の研究をやれという、こういう位置づけだったんです。そういうのに逆らってみんなで美味い米を作ってきたわけでしょう。米農家一俵三〇〇円ずつ集めて、農協自身が大変な資金を作って、育種事業を応援したし、ホクレンの販売戦略も立てた。国の政策がどんどん農家の所得を低めてくるのに対抗して、北海道の農協は農家の所得を上げてきた。いちばんの実績を持っているんではないでしょうか。非常に分り易いです。農協というのは本来こういうことをやれるし、やってきたんだということを見るには北海道が一番です。ですから北海道でみなさんがやってきたことをきちんとまとめれば、それが何よりの協同組合教育のテキストになるということを中央会の人たちにも言ってきております。

北海道はなぜこういう協同組合を頑張れたんだろうということを考えた場合、北海道は農家らしい農家が多いとか専業率が高いとか、市場から遠いためにやはり協同販売とか協同購入が必要なんだという、客観的な要因ばかり私は考えていたんですが、この春から、皆さんご存じだと思うんですが、北農会の冨田さん達と一緒になって『北海道農業教育の軌跡』という本をまとめました。それを見て、そうではない主体的要因。北海道には決して内地にはない、開拓地独特のいろんな教育の形があったのです。それは報徳主義もありましたし、デンマークとかドイツからの、アメリカもありました。そういうものが合わさって、独特の北海道の農民の主体形成がされたんだなと思いました。これからはそういう認識が非常に大事になっていますから、この本はあまり売れていないんですけれど、後で必ず役に立つので備えておいていただければと思っております。そういうことがこれから大事になってくるんですね。

9．国際的な批判を浴びる安倍農政

1 「国際家族農業年」の重要な意義

今年は「国際家族農業年」だというのは皆さんご存じですね。一昨年は世界協同組合年。これは国連が決めるんです。なぜ今年が家族農業年かというと、国連のＦＡＯ（国連食糧農業機関）がそれの理論的なバックボーンにして本を出して、これが農林中金の総研の人たちが訳しているんですが、これを読むと、今世紀中に九〇億人に達するという世界の人口爆発。それをだれが養うのか。いちばん人口が爆発しているアジア・アフリカの農業がそれを養うしかない。そういう地域の農業というのはどういう農業か。全部小規模家族農業経営です。これが頑張る以外に人類を養うことはできない。もう大規模農業の供給力は限界にきている。そういう認識です。この本の日本語版への序文というのがあって、これがすごいんです。「低い食料自給率と農業部門の高い高齢化率において、日本が置かれている状況は突出しているという点を指摘しなければならない。これは今日の日本では輸入された食料・飼料及び・農業資材によって、需要がまかなわれており、国内の農業生産システムはますます脆弱になりつつあるということを意味している」。

「こうした課題に取り組むために、日本の政策決定者たちは、農地の集約化と規模拡大に向けた構造改革をより徹底し、企業の農業生産への参入を促進するための規制緩和を行うというかたちで農業政策を方向づけてきた。しかし、こうした政策上の選択肢は、国民に対して十分な食料、雇用、および生計を提供できるのだろうか。食糧安全保障を実現できるのだろうか。そして日本社会の持続可能な発展に貢献できるのだろうか。このような疑問が持ち上がっている。」こういうことを国連は心配しているわけです。つまりこれは今ここに書いてあるのは、大規模化して、もう農家ではなくて家族農業でなくて、企業に明け渡すというような、そういう日本の農政の方向はとんでもないということを言っているわけです。

2 日本の小規模家族農業への世界の期待

なぜかというと、次ぎに書いてあることが大事なんです。「日本の農業は世界の小規模家族農業に重要な経験を提供することが出来る。」この本で初めてこういう数字が出てきたのではないかと思うんですが、小規模農業とはどのくらいあるかと言うと、農業センサスを実施している国が八一ヵ国あるそうです。これを全部合わせると、一ha以下の経営というのが全世界で七三％です。二ha以下になると八五％。これが五ha以下にな

ると九五％。北海道なんて五％の大規模経営に入るわけです。この九五％を占める小規模家族農業経営。これがアジア・アフリカの食料の八〇％を供給しているという数字がまた一方にあって、これを近代化し生産力をアップしていく以外に、増え続ける人口を養う方法はない。

小規模家族農業が小規模家族農業のまま近代化し、生産力をアップした国はどこかというと、日本しかないんです。韓国や台湾はそれに近いですが、韓国・台湾で使われている技術は殆んど日本で開発された技術です。それをいち早く持っていったわけです。ですからこの国際家族農業年の意味を考えた時、日本の果たす役割、日本の経験を世界に伝えることが決定的に大切で、これはもう非常に国連は期待しているわけです。それなのに安倍政権は何ていう事をやるんだ。ということがバックにあるわけです。

3 小規模家族農業に適合的な日本型総合農協

農協のことはここに書いてないですけれど、そういう小規模家族農業経営にいちばん適合しているのが日本型の総合農協なんです。途上国にはみんな農協がありますけれど、どういう農協かというと、欧米型の専門農協なんです。これはなぜかというと、作る時に欧米の指導に従って、欧米のパターンを真似して作るわけです。だから木に竹を接ぐようなもので全然機能しない訳です。

これはむしろ日本型の総合農協の方があっている。そういうことについてこれからもっと前向きに我々は検討していかなければならないし、現に日本の農業はガラパゴスじゃないと私はさっきから言っていますけれど、韓国・台湾、日本と同じように生産力がアップしている所は農協も総合農協です。それから中国が最近、合作社法という農協法を作りました。中国は膨大な農地がありますが、農家も膨大にありますから、一戸当たりで言うと〇・六ヘクタール。五反百姓ですね。こういう農業経営に適合的な農協というのは何なのか。こういうのをどう組織化すればいいのか。中国はすごく時間をかけてヨーロッパの事も研究し、日本にも何回も来ている。その結論が日本型ですよ。日本型総合農業を下敷きにした合作社もできましたね。

ですから世界の流れというのは非常にはっきりしていると思うんです。日本は、日本の我々はそういう流れに沿ってこそ、非常に大きな国際貢献ができる。それに対して、安倍内閣が志向している方向性というのは正にそれに逆行している。ということで、もう時間がだいぶオーバーしましたけれど、私の長い話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

質疑応答

司　会　ありがとうございました。大変お忙しいと聞いておりますけれど、貴重なお話を頂きましてありがとうございます。お話のように規制改革会議農業ワーキング・グループによる農業改革に関する意見というのは、農業委員会、農地を所有できる農業生産法人、それから農協の見直しを軸とした内容であり、具体的には中央会制度の廃止ですとか、全農の株式会社化、単協における信用共済事業の信連・共済連への移管。さらに農業委員会の選挙制度や、都道府県の農業会議、全国農業会議所制度の廃止、そして農業生産法人要件を廃止ないし緩和するというものでありました。

本日のお話は、それら農業組織ひとつひとつについて、その成立の由来と、果たしてきた役割、そしてこれからの日本農業の発展に重要不可欠なものであるということを、一応解きほぐして頂いたと思います。

最後にお話にありました、世界の農協と小規模家族経営というものは、かなり象徴的で、特にアジア・モンスーン地帯においては、日本型の総合農協の存在は不可欠であるという示唆を頂きました。その認識というものは広く世界に理解されてきているものと、私たちは思っております。そういうことでは規制改革会議あるいは、安倍政権による農業・農協に対する認識が全く不足・あるいは欠けていると言わざるをえないというふうに考えることが出来ると思います。大変なご解説を頂きましてありがとうございました。

さて、それではこれから限られた時間ではございますが、会場の皆様からご意見や質問を頂戴し、また太田原先生にもお答え願いながら、問題への理解を深めていきたいと思います。恐れ入りますが、挙手をして、記録の作成上お名前と所属なども教えて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

柴田さんどうですか？

柴　田　北海道報徳社の柴田と言います。先ほど先生は主体形成のうえで、北海道独特のものとはおっしゃいましたが、実は私どもも、協同組合運動を進める為にどう協同組合精神を高めるかということに悪戦苦闘しているわけです。今日のお話の中にはなかったんですが、実はある農協の青年部に「協同組合と企業の違いがわかるか」というアンケートをした結果「大体ある程度分かる」も含めて、「分かる」と答えたのは二〇％台でした。

現実の問題としては、今、団塊の世代においては、協同組合

について理解しているということがあると思いますけれど、それより若い世代については、協同組合そのものがわからないことが判明しました。したがって私どもでも、協同精神、相互扶助精神といいますか、そういうものをやっていく上で、協同組合というのはそもそも何なのか。というところから始めなければならないんじゃないのかと考えております。

先ほど信用事業・共済事業の話もされましたけれど、一般の銀行で行われている金融事業と、農協が行っている信用事業というのはどこが違うのか。「金融」と「信用」という言葉自体が違うわけですけれども、それは正に組合員同士でお互いにお金を積んで、貯金をして、お金が必要な組合員に貸すという、総合金融としての役割ということが農協の信用事業の中心になっている。そして、共済事業はお金を出し合って、いざという時にお互いに助け合うということで事業が成り立っているんですが、実はその事業の理念の部分が若い世代には理解されていないということがあると思います。

今、いろいろ農協改革の問題で外部からの攻撃を受けているわけですけれど、残念なことにもしこの後、一〇年くらい経った後を考えると、協同組合を理解していない組合員が大勢を占めるということになりますと、協同組合が内部崩壊をするということにもなりかねないということですから、そういう点で言うと、今回の農協改革問題というのは、協同組合運動を広げる意味で言うと、絶好の機会ではないかと思っております。ですから現在の組合員の動向を含めて、いろんな議論をこれから進めていく必要があるんじゃないかと思っています。

太田原　これは私が答えるようなことではないと思いますが、同じようなことを考えていました。実はこの「協同」という字が、小学校から高校まで、あらゆる教科書から消えたそうです。ちょっと前まで協同組合はあったそうで、皆さんもどこかで言葉だけは習ったという、今はそれは全くない。これは大変なことです。世間にテレビでも新聞でも何をやっているかというと、とにかく「俺が俺が」の競争原理です。子どものときから友達ではないライバルだと、こういう事で育っていったら日本はどうなるのか。

我々が協同組合人として抱えている問題は、非常に大きな問題だ。単に組織が、経営が攻撃されているというお話ではなくて、日本人の価値観から協同というものが奪われようとしてい

る。そういうところに今は来ている。今回の文章というのは、正にそういう意味で象徴的な文章ですよね。

私は明後日、家の光事業に関して同じような話をすることになっていて、そこで話をしようと思っているんです。『家の光』なんていう雑誌は大したことがないと皆さんは思っているかもしれませんが、あれだけなんです。今、協同とか協同組合についてちゃんと語っている雑誌は。ですから私は、もう一度我々が子どもの時にそうだったように、家の光というのが、いつもテーブルの上においてあって、年寄りから子供まで何時でも見れるようにして、協同とか仲間とか絆とか。そういう概念に触れる。そういう家庭をこれから作らないと、えらいことになるのではないかと。そういう意味でもぜひ家の光事業を進めていきましょうという話をしようと思っております。

司　会　　ありがとうございます。他にございますでしょうか。

冨　田　　北農会で仕事をしています。冨田と言います。五〇年この方農協関係の仕事をした中で、農業教育の事を考えて本を出したんですが、今行政とか農協とか連合会の職員に話をしますと、自分の職場あるいは農協事業に関わって、どういうルーツで現在があるかということをご承知でない方がたくさんおります。組合員教育をする場合、その原点をきちんとわきまえなければならないと思っております。

先生が黒板に書かれましたああいう組織体系も、私も農協の事業をやっていて、薄々は覚えていたんですけれど、改めて戦前、明治以降の農会あるいは農業会あるいは産業組合、そして農業会になって、戦後ＧＨＱの解体でいろいろな組織が分断されたということを体系的に学びました。このことをもう一度きっちりと学んだ上で、組合員教育をすべきだと思っております。以上です。

司　会　　中兼さん、お願いします。

中　兼　　道庁の中兼です。日本がバブル崩壊した時に、大企業がどんどんバタバタと潰れたという時に、外資が入ってきて助けられてほっとしたという面があったと思うんですが、いつのまにか日本の大企業がアメリカの企業に乗っ取られてしまったような感じがして、ＴＰＰもどこの国の企業だかわからないような動きをしているような感じがします。全農が株式会社化された場合に、同じ道をたどって、結局全部持っていかれてしまうのではないかという心配を私は感じるんですが、その点はいかがでしょうか。

太田原　そうですね。全農の前に私は、信用事業と共済事業が心配で、これは単に農協を弱くして潰すためだけという話ではなくて、郵政民営化の話と同じで、巨額の郵貯・簡保の資金を狙ったわけでしょう。たぶん外資が狙っていたわけです。当時同じように、郵便局ほど巨額ではないけれど、その次くらいに巨額な農協の信用事業のお金と共済のお金。共済は世界一の日本生命より大きな契約金を持っているわけですから。これをアメリカの保険会社が狙わない筈はない。恐らくそういう繋がりの中に、今回のしつこく信共分離が出て来るという事があるんだろうと思います。

そういう意味では一般の商品もそうだと思うんです。特に輸出入について全農を排除したい。これは五大商社といわれる中にかなり強くあるんじゃないでしょうか。その為には独禁法の適用除外が一番よいというのは、前から言われていることです。

そういう意味でもいよいよそれを正直に言ってきたなという感じがあります。これは大きな問題なので、たぶんそうだろうというくらいしか私は言えないんですけれど、ホクレンとか信連の人はもっと詳しい事を知っているかもしれませんね。

司　会　現役のホクレンの方は発言しにくいかもしれませんので、今先生のお話に出てきました、中抜き二段階の話で、実際に研究をなさっている最中の地域農研の藤田顧問から、その辺も含めてご発言頂きたいと思います。

藤　田　せっかく指名いただいたので話したいと思いますが、今太田原先生からお話があった中にも出ているんですが、現安倍政権が新自由主義改革、市場原理至上主義に基づいて経済を運営してきた。あくまで、何というか、経済団体の代弁をしているような感じを受けるわけでありますけれども、なぜこれほど農業団体を敵視するような形になるのか。弱者救済である協同組合経済との住み分けがもっと出来ないものなのかということを思っておりますが、そのことについて今のお話の中にもあったと思いますけれど、改めて何かありましたらお話頂きたいと思います。

太田原　いちばん大事なところをご指摘いただいたと思います。やはり住み分けですよね。元々協同組合方式というのは、戦前も産業組合というのがあったのですが、明確な概念というか、理念として、協同組合方式というのは戦前は日本にはなかったのです。これは戦後やはりアメリカ連合軍によってもたらした民主主義の考え方です。

戦後レジームと言いますが、レジームとは枠組みですから、

幾つかあるわけです。憲法の平和主義というのは、これはひとつのはっきりとした枠組み、レジームです。これを今壊そうとしているわけです。それと経済では経済民主主義というレジームがあったわけです。経済民主主義というのは、資本主義は、ほうっておけば大きいものが小さいものを呑みこんでしまい、しかしそれだけでは、奥深い国民経済は作れない。従って、小さいものが集まって小さいもので大きいものと対等の力を持って、自らを維持していく。そのための手段として非常に重要な役割を協同組合というのは持たされていたわけです。経済民主主義の担い手です。これは戦後、法律家の間で、農協のことではなくてむしろ中小企業協同組合の問題で、非常に大きな議論があったらしいです。

独占禁止法が出来た時、それは協同組合ではどうなるんだ。協同組合の共同購入、共同販売というのは、表面的に見れば話合って同じ値段で買ったり売ったりするわけですから、談合とカルテルですよね。これは独禁法違反ではないかという議論がありますが、それをやらないと中小企業や自営業を守れないわけだから、それは協同組合の権利として認めないと、経済民主主義は成り立たない。従って独禁法の協同組合に限り独禁法の適用を除外するということになって、これは戦後ずっと生きています。法律家というのは前例を重んじますから、これはたぶんひっくりかえらないです。だから独禁法の適用除外ということを、これも繰り返し出てきたんだけれど未だにそれは生きていますよね。

そういう意味では、藤田さんのおっしゃるように、住み分けていかなきゃならないし、それだけの法的・実態的な力をまだ我々は持っているということです。彼らが何も知らないだけです。

司　会　　ありがとうございます。それではちょうど時間が参りましたので、北農中央会共催の私ども地域農研の研修会を終わらせて頂きたいと思います。

また、本日の研修会によって、農業人が一致団結して組織を作り、営農と生活を向上させるために築き上げてきた仕組みを奪うような規制改革会議の提案に対しては、断固跳ね返すべきであり、地域社会の崩壊を招くような政治は、国のあるべき姿ではないとの認識が改めて確認されたと思います。

本日は太田原先生のご報告と、皆様のご議論を頂きまして、たいへん盛況な会となりました。たいへんありがとうございました。

資　料

農業改革に関する意見

平成26年５月14日
規制改革会議
農業ワーキング・グループ

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

今回の農業改革は農業政策上の大転換をするラストチャンスである。このような基本認識の下、規制改革会議として、以下のとおり非連続な農業改革を断行することを提言する。

１．農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策や転用違反対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、大先輩と若者、地域と域外参入者等の多様なコラボレーションを実現させ、農業者の創意工夫を最大限引き出すため、農地利用推進員を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

【選挙・選任方法の見直し】

○より実務的に機能する者を選任することができるよう選挙制度を廃止し、選任委員に一元化する。これに伴い、市町村長は、農地法の公正な運用、農地の監視・改善指導、他の農業委員会・ＮＰＯ等との連携などの実務に精通し、農業者の創意工夫を最大限引き出すことに優れた識見を有する者を農業委員として選任する。

○制度の中立的で健全な運用を担保するため農業団体等からの推薦制度を廃止する。

○委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払う。

○複数の市町村による事務局の共同設置など業務の円滑な実施ができるよう事務局体制を強化する。

【農地利用推進員の新設】

○農地集約化や耕作放棄地の状況を調査し、農地の利用調整活動を行う農地利用推進員（仮称）の設置を法定化する。

農地利用推進員は、農地の監視活動などを通じて農業委員会決定の前提となる事実・情報を収集・整理して農業委員会に報告する業務を担う。

○農地利用推進員は、遊休農地の利用状況調査、利用意向調査等の実務を担う。

○農地利用推進員は、地域の実情に応じて担当地域を決めた上で一定の枠内において市町村長が選任し、そのうち１、２名を新規参入サポーターとしてその連絡先を公表し、新規

就農者が容易にコンタクトできるワンストップサービスを実現させる。

【都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止】
○農業委員会の自主性・主体性を強化する観点から、農業委員会等に関する法律に基づく都道府県農業会議・全国農業会議所制度は廃止する。

【情報公開等】
○農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。
○農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。
○農業委員会は、自らの使命を認識し、的確な業務の遂行に努めるものとする。農水省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

【遊休農地対策】
○農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。
○遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じる以前であっても、遊休農地に対する市町村長の措置命令が、早期に、かつ、実効的になされるようにするとともに、これについて農業委員会が市町村長に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

【転用違反への対応】
○農地転用違反に対する農水大臣・都道府県知事の処分が実効的になされるよう農業委員会が農水大臣又は都道府県知事に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

【権利移動の在り方の見直し】
○農地の権利移動についての許可は、農地として利用される場合については、法人に権利移動がされる場合を除き原則として届出とする。

【行政庁への建議等の業務の見直し】
○農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

【転用制度の見直し】
○農振地域等における植物工場、販売加工施設など農業の６次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、転用基準の緩和を図る等、より迅速な転用が可能となるよう制度及び運用の見直しを行う。

【転用利益の地域の農業への還元】
○農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進するため、農地を農地以外のものに転用する場合、その際の転用利益を地域の農業に還元するための方策について検討する。

２．農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

【事業要件・役員要件・構成員要件の見直し】

○事業要件は、廃止する。

○役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

※リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行う。

○構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、２分の１を超える者は農業関係者でなければならない一方で、２分の１未満については制限を設けない。

【事業拡大への対応等】

○次に掲げる事項を満たすものとして農業委員会の許可を得た法人（農事組合法人、株式会社のうち公開会社でないもの又は持分会社）については、農業生産法人の要件を適用しないものとする。

・一定の期間、農業生産を継続して実施していること

・地或の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

○法人が退出するに際しては農業委員会の許可を得なければ退出できない旨の規制を設ける。この場合において、農業委員会は、退出しようとする法人が農地を農地として適切に保全をし、かつ、自ら第三者に農地として権利移転を行い、又は農地中間管理機構に農地中間管理権の設定等を行った場合に許可をするものとする。

○法人が所有する農地が耕作の目的に供されず、加えて役員等の所在が明らかでないときは、農業委員会は、一定の手続に基づき、農地中間管理機構に対し、その農地の管理及び処分をすることを命じることができるものとする。

３．農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくよりも、各農協が、自主的に単独でまたは連携して戦略を策定し、実効的に成果を上げることができる仕組みをつくる。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図る。

各農協が、時代の変化に対応し、６次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう外部から経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

【中央会制度の廃止】

○単協が地域の多様な実情に即して独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協中心へ、「系統」を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し、中央会は、新たな役割、体制を再定義した上で、例えば農業振興のためのシンクタンクや他の団体等の組織としての再出発を図る。

【全農の株式会社化】
○農業者の利益増進に資する観点から、農産物の流通に関する我が国最大規模の組織である全農がガバナンスを高め、グローバル市場における競争に参加するため、全農を株式会社に転換し、バリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得できる組織としての再構築を図る。

【単協の専門化・健全化の推進】
○単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の専門化・健全な運営を推進する。
○単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、以下の選択を行い、不要なリスクや事務負担の軽減を図る。
・農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、信用事業に関する業務を行わない。
・農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、農林　中央金庫（信用農業協同組合連合会）の統括の下で窓口・代理業を実施し契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。
○単協の行う共済事業については、単協は、全国共済農業協同組合連合会の統括の下で窓口・代理業を実施し契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。

【理事会の見直し】
○外部との連携、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図り、役員に外部者の登用を図るため、理事の過半は、認定農業者及び地域内外問わず民間経営経験があり実績を十分有する者とする。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応する。併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

【組織形態の弾力化】
○多様な組合員や地域住民のそれぞれのニーズに対応して農協が的確なマネジメントを行えるよう、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにする。

【組合員の在り方】
○准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の２分の１を越えてはならない。

【他団体とのイコールフッティング】
○安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにするため、農業関係法令の規定の整備を図るとともに、地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うものとする。農水省は、自治体が地方行政として農政の推進を図ることができるよう適切な措置を講じる。

４．その他

上記に記載した事項のほか、規制改革ホットライン等に寄せられた要望等に適切に対応する。

“想い”も瓶に詰めて…

ジャム工房　緑夢（ミドリーム）ファーム
代表　寺　町　敬　子

◆齢六〇年足らず…

秋も深まり紅葉が枯葉に…やがて大地は静かな眠りの頃となる。

寒いのが嫌いな私には、ビートの収穫時期と冬支度をする十一月初めころが一年で一番つらい季節となるが、外仕事が終わるのが少し嬉しい気にもなる。

今年の春は、昨年よりも順調に蒔き付け作業が進んだのだが、五月末頃の強風と横殴りの降雨にビートや玉葱の苗が傷み、秋の収穫が心配されたがその後の天候の回復などで何とか出来秋を迎える事ができた。

五月の嵐の被害で、一番打撃を受けたのが樹齢六〇年近くなるサクランボの樹が裂けてしまったことだ。

平成九年の北大のポプラ並木が倒れたあの台風の時にも痛手を受けたのだが、支えをしたり縄などで補強したりしてもたせていたものだった。

「この実を採ったら、この樹は倒した方が良い、芯が傷んでいてこのままでは危ないから」と、サクランボの樹を見て専門家に言われてしまった。補強に補強を重ね、支えを増やし、七月の収穫までは頑張っていてくれたこのサクランボの樹。切り倒した時は、一番収穫量の多い

寺　町　敬　子（てらまち　けいこ）さん

☆家族経営の畑作農家
☆夫・私・長男の３人で、約26ha（玉ネギ・小麦・ビート・小豆）規模の農業を営んでいます。
☆信金職員として勤務の後、夫と結婚し農業に従事。
　平成７年地元の仲間と共に、『ところよめさんねっとわーく・さくらちゃん』を結成。
☆平成15年緑夢（ミドリーム）ファームとして、自家栽培の果実・野菜を使い農産加工を始める。
☆“農の暮しは、楽しい！”を、コンセプトに活動中です。

北海道女性農業者倶楽部（マンマのネットワーク）副会長
北見市社会教育委員
北見市常呂自治区社会教育推進会議　会長

何かと思い入れのある樹だったので複雑な思いがした。

我が家には、樹齢三〇年の樹と六〇年近くなるサクランボの樹があり、収穫したものは数種類のジャムなど加工販売している

義父母が分家した六〇年程前に種から蒔いたものなのだ。

まだ暮しに余裕のなかった当時、子供たちのおやつにでもなってくれればと…と、義母の実家からもらってきたサクランボを一握り食べずに蒔き数本の芽が出たものを大切に育ててきた生き残りの樹で、私がこの家に来たころは三本のみになっていた。

やがて、子から孫へと夏の楽しみを実らせてくれた。地域の保育所の散歩コースにもなっていて、サクランボの樹の下で楽しげにその実を食べている子供たちの笑顔を見る義父母の嬉しそうな顔を思い出す。

殆ど選定などしていなかった樹は、大きく枝を張り葉を繁らせ真夏の日差しを柔らげる、四隅に柱のない東屋のようであり、だれかれとなく樹の下で涼んでいたものだった。子供たちが幼かった頃は、賑やかな遊び場でもあった。

年を重ね大きく沢山の実がなるようになると、人の手の届かないところはカラスや鳥たちが枝を揺らすほど押し寄せてくるようになっていった。

◆勿体ないな…から始まった。

二〇年ほど前のこと畑仕事の一休みに、サクランボ食べ放題をしていて…「こんなに実がなって、こんなに美味しいのに…勿体ないな」と、思った。

同じころ、『農家の嫁』どころか『農家』そのものに不安をいだいていた女性達が集まり、あるグループを作った。

その名も、『ところよめさんねっとわーく・さくらちゃん』（以下さくら）である。嫁というきつそうな立場を少しでも明るく前向きになれるように命名したが、今では、『ところおばさん…』とした方が良いのではないかと思うくらいになってしまったが。

それはさておき、さくらについての詳しい活動などは次回にするとして、おおまかに言うと「農家って面白いよね！」「農の暮しは豊かだよね！」「食を育むって、すごいよね！」と思えることを仲間と楽しくやろうよ！といろいろな事をやってきたグループである。

仲間と共に色々な事を学ぶにつれ、自分自身が楽しく農の暮しを営んでいるだろうか？本当の豊かさとは？と、何か想いを形にできないものか考えていた。

◆山あり谷あり…そして壁もある

そして、思いついたのが目の前に沢山なっているサクランボを加工することだった。

結婚して間もなくから、毎年自家用イチゴジャムは作っていたが、試行錯誤が始まったのが二〇年程前であった。

何年か悪戦苦闘し友人などにあげられるようになると、「美味しいね、次もくったら欲しい」と言われるようになった。そう言われると「売れるかも…」と思ってしまったのが加工をしてみようと考えたきっかけだった。

が、行く手を阻む壁は数知れず多かった（笑）。まず、家族の理解・加工場に関わる事（資金とか保健所）・販売先などなどである。

なんとか家族を説得し、ふとした思い付きから幾年か経った平成一五年夏サクランボの収穫時期に農業用倉庫の一角に

小さな加工場が完成した。自分のお城が出来たようで嬉しかったのと、やっていけるのだろうかという不安とが入り混じる思いでジャムづくりをしていたのを思い出す。

畑仕事の合間の作業なので、沢山は出来ないが地元のホテルの支配人さんに協力してもらい、ホテルで朝食用に卸させてもらった。朝食で食べたお客様が売店で購入してくれるという流れの中に入れたことが、ほんの少し私に自信と勇気をくれた。

他にイベントなどでも試食してもらってお客様の反応を見ながらいろいろと学ばせてもらいながら今に至っている。

販売を始めて五年、右肩上がりに売り上げをあげていたが（少額です）、ホテルの支配人が替わり取り扱いが停止された。大方の売り上げをホテル頼りにしていたので打撃は大きく挫折しそうになった。そんな時、私に叱咤激励をくれたのが北海道女性農業者倶楽部（マンマのネットワーク）の諸先輩方だった。

「そんな事挫折でも失敗でもないわ、きちんと足元を見直して、出来ることからまた始めれば良いでしょう。今回の事は良い教訓になったのだから、そこから学び取ることが出来るはずよ」と、すでに私の何十歩も前を歩んでいる方の力強くも温かい言葉に、また新たに始める勇気をいただいた。

◆大地にしっかりと根をはって

加工販売を手掛けて、一〇年を過ぎたが相変わらず畑仕事の合間にするのであるから右肩上がり…というわけにはいかないが（笑）、六種類の自家栽培の果実を使い九種のジャムとフルーツソース二種、トマトソースなどを数か所の店舗においてもらっている。そのほかにイベントなどでは、ジャムとパンや菓子類も販売するところまできた。

ジャムやソースの果実や野菜を自ら管理し収穫、加工販売できるのも、私が農業者だからこそだと思っている。対面販売では、一連の流れを全て話す事が出来るのも利点だと思う。だからこそ、ひとつひとつ大切に育み、丁寧に作らなければいけないと考える。

オホーツクの風雪に耐えしっかりと大地に根をはり齢を重ねた樹の様に、そしてまた、その樹の種を想いを込めて蒔いた義父母の様に、私もこの地で暮らしていきたい。

てん菜生産の現状と諸課題について

一般社団法人北海道てん菜協会
前事務局長　吉村清和

一般社団法人北海道てん菜協会の概要

はじめにてん菜協会について、設立経過等を含め概要を説明します。

てん菜の取引が、重量取引から糖分取引への移行に伴い、その取引の円滑な推進のため、移行前にあったてん菜糖分取引対策委員会・てん菜技術推進協会・てん菜取引公平委員会を解散しその業務を継承し、生産者と糖業者の中立機関として昭和六一年九月二九日に設立され、本年で二八年目を迎えております。

寒冷地畑作農

業の基幹作物として本道農業を支えてきたてん菜は、第一次大戦後てん菜の栽培が復活した以降は、重量のみによる取引が行われ、栽培技術指導など収量の向上に重点が置かれていました。しかし、てん菜は砂糖の加工原料であり、先進各国が全てそうであるように、糖分を加味した合理的な取引に改善すべきではないかとして、昭和四四年に生産者団体・糖業者・北海道のほか学識経験者を加えて「てん菜取引制度調査会」が発足したのが糖分取引移行への始まりです。その後、昭和五四年には、本格的に糖分取引に取組むため「てん菜糖分取引対策委員会」が発足し、糖分取引実施上の課題と制度的問題を明らかにして関係者に検討素材を提供し、昭和五八年には、模擬糖分取引を行い、広く生産者の理解を求めるなど糖分取引の気運醸成が図られてきました。検討の進展に伴い、検討経過や糖分取引推進費の新設を踏まえ、昭和六一年産のてん菜から糖分取引に移行することが確認され、同年九月二九日に「社団法人北海道てん菜協会」が設立され協会の業務がスタート致しました。

現在の会員は、普通会員として、北海道・生産者団体・糖業者団体で一五普通会員、特別会員として（地独）北海道立総合研究機構農業研究本部の作物開発部長・十勝農業試験場長・北見農業試験場長の三名になっていただいている。

具体的な事業の概要

・原料てん菜の受渡し及び糖分測定立会事業

原料てん菜の受渡しと測定業務を立会するため、糖業者並びにその区域内の生産者団体等と協議して選定し推薦された立会人との間で労働契約を締結し、原料てん菜の受入と糖分測定の業務を公正中立な立場で立会を行っている。近年は、立会業務の合理化を図るため、原則として複数のパイラーを掛け持ち立会する兼務立会を行っている。また、糖分測定センターにおける業務についても糖分測定機器が正常に稼働しているかの確認業務を始業前に糖業者の確認のもと実施しているところである。

・試験研究事業

少しでも重量があり、糖分が高く病害虫に強い品種が生産者や糖業者から求められており、そのために試験場に種々試験を依頼して優良品種の開発に取り組んでいる。

てん菜の原種は、ヨーロッパから各糖業が輸入し糖業者において三～四年試験を行い、その結果に基づき、試験場において有望品種について生産力や抵抗性検定試験を行い、その中から糖分が高く重量があり、病害虫に強い等の品種が道の認定委員会において優良品種として認定されている。

平成二五年度のてん菜の優良品種には、二品種が認定された

ところである。

また、近年発生が多発しつつある西部萎黄病の発生要因を明らかにし、被害軽減対策を講じることを目的に北農研や道総研試験場に委託して取り組んでいる。

・普及啓発事業

てん菜・てん菜糖をめぐる事情や高品質の栽培技術の普及、更にはてん菜糖の普及・需要拡大対策に取り組んでいる。

具体的には、毎年二月に全道四ヵ所において「てん菜づくり講習会」を開催し、てん菜をめぐる情勢やてん菜の栽培技術について伝達し、面積確保や栽培技術の向上につなげているところである。また、高品質なてん菜を生産している生産者を表彰し、その技術をてん菜協会だよりや講習会において発表・掲載し、生産者への普及を図っているところである。

また、てん菜糖の需要拡大を図るため、「農業・農村in赤れんが」等の各種イベントへの参加や道内外の小学校等からの要望に応じ、てん菜の苗や現物の提供、また、普及啓発資料の配布活動を行っている。近年は、てん菜の現物を見たことがない人が多くなっており、少しでもてん菜について理解が進むようにPR活動を今後とも積極的に行っていくことが重要と考えている。

最近のてん菜の生産状況と課題

てん菜の作付面積の維持拡大が最大の課題

平成二五年度のてん菜の総生産量は三、四三五千トンで前年より三二二千トン減少しており、作付面積は、五八、一八八ヘクタールであり、これは九年連続して前年を下回っており、由々しき事態に至っている。減少の要因は、てん菜生産者の高齢化と近年の春先の低温や降雪により、移植や直播の播種作業が遅れることによる収量の減少や糖分の低下等があげられるとともに春の移植作業労働がきついこと、生産資材の高騰等により収益の低下などが生産者の生産意欲の減退につながっていること。また、糖分について収穫時期の日中と夜温の差が大きいほど糖分が上昇する作物であるが、近年は、積算最低気温が高く、また夜温が下がらず根中糖分は平成二四年には糖分取引に移行後最低の一五・二%になるなど生産者・糖業者にとっても誠に厳しい状況になっている。当協会としては、近年のてん菜

生産の縮小傾向は、畑作農業の基本である輪作体系の崩壊、強いては畑作農業の存続、地域経済や雇用に重要な役割を果たしている糖業者の経営にも大きな影響を及ぼすとの認識のもと、面積確保を始め各種事業に取り組んできたところである。

国においては、ここ数年てん菜の不安定な生産が続いていることから、平成二六年産から経営所得安定対策（畑作物の直接交付金）の基準糖度を引き下げ、交付金単価を引き上げる見直しがなされたところである。このことから、ヘクタール当たり収入は糖分を一六・三度、砂糖の販売代金からの原料代を平成二五年度と同程度として試算すると一〇八千円強になり、平成二五年度と比べると一万円近く増加することになります。

今年のてん菜の生産については、所得が増加することが確認されることになりますので、次年度以降に向けて生産者の生産意欲が喚起され、作付面積の維持・拡大につながることを期待しているところであります。

てん菜・てん菜糖の生産実績

（25年産てん菜の地域別生産実績）

地域名（振興局等）	作付面積（ha）	うち直播	直播率(%)	ha当たり収量（t）	生産量（t）	平均糖分(%)	栽培農家戸数(戸)	1戸当たり面積(ha)
石狩	981.64	369.12	37.6	55.81	54,786.45	15.6	146	6.72
渡島	125.54	40.24	32.1	50.66	6,360.07	15.5	28	4.48
檜山	180.60	23.61	13.1	56.95	10,284.77	16.3	41	4.40
後志	1,228.71	281.86	22.9	55.13	67,733.52	16.6	280	4.39
空知	559.40	228.58	40.9	56.50	31,606.08	15.9	146	3.83
上川	3,560.09	672.41	18.9	54.59	194,356.39	16.0	761	4.68
留萌	425.86	5.11	1.2	36.25	15,439.29	15.1	21	20.28
宗谷	－	－	－	－	－	－	－	－
オホーツク	23,787.29	2,808.31	11.8	55.24	1,313,935.84	16.8	2,697	8.82
胆振	1,485.97	589.42	39.7	57.15	84,925.53	15.9	315	4.72
日高	50.83	19.74	38.8	57.46	2,920.94	16.6	7	7.26
十勝	25,386.68	3,243.66	12.8	64.21	1,630,061.93	15.7	3,199	7.94
釧路	294.58	－	－	58.53	17,240.78	16.7	16	18.41
根室	120.67	10.38	8.6	47.00	5,671.83	17.2	11	10.97
合計	58,187.86	8,292.44	14.3	59.04	3,435,323.42	16.2	7,668	7.59

（年次別生産実績）

年次	てん菜の生産実績				てん菜糖の生産実績	
	作付面積（ha）	ha収量（t）	生産量（t）	糖分（%）	生産量（t）	歩留（%）
昭和61年	72,132	53.54	3,861,848	17.2	630,143	16.32
62	71,377	53.62	3,827,243	16.9	626,115	16.36
63	71,829	53.58	3,848,511	17.3	648,623	16.85
平成元年	71,913	50.95	3,663,925	17.0	614,271	16.77
2（1990）	71,953	55.50	3,993,571	16.4	643,607	16.12
3	71,900	57.23	4,114,784	17.6	718,821	17.47
4	70,560	50.75	3,580,605	17.6	626,175	17.49
5	70,082	48.34	3,387,655	18.0	602,359	17.78
6	69,752	55.23	3,852,569	15.6	583,318	15.14
7（1995）	70,016	54.46	3,813,213	17.3	650,741	17.07
8	69,664	47.30	3,295,192	17.6	573,144	17.39
9	68,259	53.98	3,684,564	17.6	643,547	17.47
10	70,000	59.49	4,164,421	16.6	679,829	16.32
11	69,999	54.10	3,787,098	16.6	616,883	16.29
12（2000）	69,109	53.15	3,673,429	15.7	569,200	15.50
13	65,874	57.62	3,795,693	17.6	664,028	17.49
14	66,531	61.60	4,098,038	17.8	722,589	17.63
15	67,882	61.30	4,160,931	18.0	744,436	17.89
16	67,986	68.48	4,655,940	17.2	785,510	16.87
17（2005）	67,501	62.24	4,201,157	17.1	708,488	16.86
18	67,364	58.23	3,922,792	16.4	635,702	16.21
19	66,566	64.56	4,297,222	16.7	709,198	16.50
20	65,970	64.40	4,248,247	17.4	732,430	17.24
21	64,442	56.63	3,649,335	17.8	639,946	17.54
22（2010）	62,559	49.40	3,090,381	15.3	466,488	15.09
23	60,419	58.71	3,547,377	16.1	564,670	15.92
24	59,235	63.44	3,757,831	15.2	556,298	14.80
25	58,188	59.04	3,435,323	16.2	551,340	16.05

てん菜作付農家戸数及び一戸当たり作付面積の推移

てん菜作付面積の推移

ha 当たり収量及び平均糖分の推移

てん菜の糖分帯別買入割合の推移

砂糖等の需要量、生産量及び国民一人当たり消費量の推移

気がかりなTPP交渉問題

例外なき関税の撤廃を基本とするTPP（環太平洋連携協定）交渉問題については、関係者の強い懸念にもかかわらず、政府は昨年七月から交渉に参加したところであり、関税が撤廃されると農業の崩壊だけでなく地域経済に幅広く影響があることから断固阻止に向けて取り組んでいるところです。四月に米国のオバマ大統領が来日した折には、決着がつきませんでしたが、今後とも予断を許さない状況が続いており、国は、国会決議を踏まえ、交渉に臨んで、食料自給率をこれ以上下がらないようにすべきであります。

特に、米をはじめとする重要五品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）については、再生産が可能となるよう除外又は再協議の対象にするよう進めるべきであり、協議の内容を明らかにすべきであります。

てん菜糖の需要拡大対策を積極的に

砂糖は、食べると太る、糖尿病になる等体に悪いと思われています。

しかし、砂糖は、人間に必要な三大栄養素の一つ炭水化物で、体のエネルギー源となる貴重な栄養素なのです。また、「脳」

のエネルギー源は、砂糖に含まれるブドウ糖だけで、心をリラックスさせる効果もあるのです。

日本では、沖縄・鹿児島で生産されているさとうきびからつくられる砂糖とてん菜からつくられる砂糖があり、北海道はてん菜糖を生産している唯一の産地なのです。また、国内で生産される砂糖の約八割がてん菜糖からつくられております。

なんでもそうですが、食べ過ぎると体に良くありません。肥満の原因は、エネルギー消費に対し必要以上にとってしまうからです。食べ過ぎや不規則な食生活、運動不足が主な原因で、砂糖のとりすぎだけで太ることはありません。

また、砂糖は、一粒一粒がきれいな結晶になっており、白く見えるのは、雪が白く見えるのと同じで、光が乱反射しているから白く見えるので、決して漂白剤などで白くしているのではありません。

日本の一人当たりの砂糖の消費は、約一八kgで、海外と比較すると日本は少ない方で、世界一五五ヵ国中九五位で、先進国では最下位です。砂糖は一般的な摂取量であれば健康を害することはありません。

これらのことをPRし、更なる消費拡大に結びつけていきたいと思っております。

最後に平成二六年度のてん菜の生育状況は、八月一日現在では順調に生育しており、よい出来秋を迎えられることを強く期待しているところです。

（日甜）

（ホクレン）

（北糖）

連載　わがマチの自慢　No.3

滝　上　町

― 五感で感じるまち ―

香・彩・触・味・音

1. 花香るマチ

滝上町は、オホーツク海と大雪山系に囲まれ、森林が九〇％を占める林業・農業の町である。町名はポンカムイコタンと呼ばれる所の滝の上にある事に由来する。

滝というイメージより、春から初夏にかけピンクのじゅうたんを広げたような景色と甘い香りに包まれる町並みが目に浮かぶ。

「芝さくら滝上公園」の芝ざくらは北海道でも一番の名所である。昭和三四年頃に、みかん箱ひとつ分の苗を公園に植えたことからスタートし、いまでは、一〇万平方メートル（札幌ドームの七倍の広さ）と日本最大級の大群落に育てられ、北海道自然一〇〇選や北海道まちづくり一〇〇選にも選定されている。丘陵公園に美しく映えるためには、雑草や欠株は禁物である。町民のボランティアと行政が一体となった、数十年にわたる日々のたゆまぬ管理の賜物と感嘆するばかりである。オホーツク花回遊と称し、近隣市町村の花の名所を巡るスタンプラリーを開催するなど、花のまちとしての観光も定着している。道内・道外はもとより、近年は、台湾・タイ・マレーシアなど海外からの観光客も増加してきている芝ざくらまつりは五月から六月の一大イベン

滝上公園を中央に望む町並み

トに発展している。

花の香りや織りなす情景の美しさが体感できることは、この町の自慢すべきひとつである。

2．ハーブ香るマチ

滝上町が、ハッカ生産量日本一であることをご存じであろうか。

滝上町のハッカ栽培は、明治四三年より始まったと言われている。耐寒性があり、土壌を選ばず丈夫で育てやすく、価格もよかったことから、最盛期の昭和十一年には、一、一二四haと町内の畑地の四分の一を占めるほどであった。北見を含めたこの地域のハッカは品質も高く、国内有数の一大産地であった。一時は世界の七〇％を占めるに至った国産のハッカも、その後、海外産の天然ハッカや合成ハッカとの競合で価格は下落し、作付面積も大きく減少することとなったのである。

↑ハッカ畑

←ハッカの蒸留作業

町の現在の作付けは、一〇ha規模となってはいるが、日本全国の生産量の九五％を占める産地として今なお健在である。一〇数名の会員によるシソ・ハッカ生産部会で伝承され、精油のための蒸留作業も一貫して継続実施し、今後さらなる生産拡大や商品開発・販売へと精力的に取り組んでいる。

ハッカの用途は、医薬品、化学薬品、香料など各種化学工業の原料となる。メンソレータムや仁丹などの、あのスッとする成分である。滝上町産は、安全・安心な国産品として、主に医薬品に使用されているとのこと。

また、歯磨き粉、化粧品、酒などの日用品にも使用され、最近では、スプレーとして町の特産品となっている。

ハーブガーデン

町の東方に位置する香りの里ハーブガーデンには、八〇種におよぶハッカのほかミントやラベンダー・チャイブなど、四haの敷地内に約三〇〇種類のハーブが植えられ、丘の上に立つ北欧風のフレグランスハウスでは、ハーブティーはもちろん、ケーキや軽食が楽しめ、ポプリやリース、石鹸作りなどのハーブクラフトが体験できる。

ハッカという特産物を守り、さらにその香りを体感できることも、この町の自慢すべきひとつである。

3．森の香るマチ

滝上町は、林業の町でもある。大正時代の関東大震災復興用、昭和に入り満州事変の軍需用、洞爺丸台風による風倒木処理など町の林業は、社会情勢とともに発展してきた。いまでも基幹産業であり、木材・木製品製造業は、町の産業の七割弱を占める。家具づくりも盛んであるが、特産品としては、今では貴重な「ばっこ柳まな板」、そしてバイオマスエネルギーとなる燃料ペレットなど種々の自慢の逸品がある。

そんな森に囲まれた滝上町には、美しい日本の歩きたくなる道五〇〇選にも選ばれた錦仙峡遊歩道がある。錦仙峡は、市街地の中を流れる全国でも珍しい渓谷で、森の香りや大小様々な滝が楽しめる。夏から秋にかけ、桂の甘いキャラメルのような香りが、散策するものの心や体をリフレッシュしてくれる。林業の町らしく、遊歩道はウッドチップ舗装であり、足にやさしく散策者を誘ってくれる。

錦仙峡（キンセンキョウ）

森の香りと四季折々豊かな表情が、人々の心を癒してくれる町である。

4．童話村をキャッチフレーズに

そんな様々な香りが体感できる町にも、道内各地にみられる人口減少の波は進展してきている。人口減少は、町村部だけでなく、都市部も楽観できない日本全体を飲み込む激流のようなものである。少子化・財政難・経済停滞など、人々の暮らしに対する不安も加速要因となっているのではないだろうか。何の手立てもなく、意識も変えないままでは流れは止められない。当事者意識を持ち何かを始めなければ、流れは変わらない。変えられなくとも、流れが緩やかにはなるであろう。

滝上町は、『人いきいき、町わくわく「童話村」たきのうえ』というキャッチフレーズを生み出し、素朴でちょっぴりおシャレなまちづくりを目指し、この流れに立ち向かっている。滝上町が持つ森、川、畑などの豊かな自然や風景、花と香り、小動物などがイメージできる地形や条件は、様々な童話の舞台のようであり、いつの時代でも世界中のどんな地域でも、そして子供から大人までも愛され続ける童話と同じように、いつまでも愛され、色あせないまちづくりのため、住民の意識改革、発想の転換、自治体の企業戦略を進めている。

決して、おとぎの国を再現したような箱物のテーマパークなどではない。

5．「芝ざくらの妖精　ピコロ」とともに

芝ざくらをひと振りすると、たちまち願いを叶える「芝ざくらの妖精　ピコロ」。ゆるキャラ登場ですべて解決ではなく、願いを込めるシンボルキャラなのである。ピコロには、町に住む人がいきいきとし、訪れる人がわくわくするような話題性のある楽しい町にしようという願いが込められている。住む人がいきいきとするような取り組みであれば、たとえば、芝ざくらの維持管理のボランティア、ハッカという歴史的農産物の継承、ハーブやウッドクラフトの加工体験支援など、さまざまな身近な取り組みもすべて童話村のまちづくりとなる。小さくても「きらり」と光るまちづくり、決して「色あせない」まちづくりが童話村である。また、町としても、まちづくり景観条例を制定し、建物の色彩統一事業、廃屋の解体撤去事業、宅地の景観整備事業を推進し、童話村の豊かな自然や景観がいつまでも守り愛され続け、一度訪れた人が一〇年後、二〇年後再訪時、あの時よりもずっと美しい町になったと言われるような取り組みを実施している。

○郷土を愛し、美しいまちにします。
○元気で働き、豊かな町にします。
○きまりを守り、明るいまちにします。
○たがいに助け合い、あたたかなまちにします。

滝上町のシンボル「虹の橋」

○文化を高め、楽しいまちにします。

（滝上町町民憲章より）

いつまでも住み続けたいと思えるひとづくり、まちづくりは雄大な渚滑川の流れのように永遠のものであり、虹の橋を越え今後も人々に渡りつがれる。

〈取材後記〉

滝上町出身の有名人では、小説家の小檜山博先生が思い浮かぶ。ＪＲ北海道の車内誌のエッセイで、よく子供のころの話など掲載されている。どの地域にも共通する厳しかった頃の苦労話や逸話がある。豊かになった現在からは考えられない事柄も多いが、思い出として記憶されているのだろう。どの世代のどんな人でも忘れられない風景、そして親や周りの人との交流のエピソードが胸に刻まれているものだ。ただ、褒められたことより、叱られた記憶が多いのはなぜであろう。

一般社団法人　北海道地域農研農業研究所
事務局長　片　岡　省　二

〔地域農業研究所が出版を支援した書籍〕

「北の大地に挑む農業教育の軌跡」刊行後の評価と購読推進に思う

公益財団法人 北農会農業技術コンサルタントチーム
代表幹事　冨　田　義　昭（地域農研顧問）

筆者は、「記念碑に見る北海道農業の軌跡」と「北の大地に挑む農業教育の軌跡」の二つの著書の企画から執筆・編集、刊行に深く関わったことから、北海道農業の原点と歴史の一端を改めて知ることができた。

どのような職業人でも、自らの地域や組織で働く仕事に誇りと愛着を持とうとすれば、過去の生い立ちや、先人達の苦闘の足跡を知る必要があるのは当然のことであるが、急速な時代変化に振り回され余裕のない現在では、過去の歴史に学ぶことがないがしろにされ、誰も教えてくれない、教えようとしない、活字離れの時代で自己啓発を怠る風潮である。

「北の大地に挑む農業教育の軌跡」は刊行後一ヵ年を経た。評価が高く購読が徐々に進みつつあるので、さらに関心を高めるため概要を述べたい。

▼評価はどうだったのか

道内外の新聞・農業雑誌に紹介記事や「書評」などが数多く掲載された。書評では、①学校教育以外の実践教育を網羅したこと。つまり、「農業者の主体的力量とは…いかにして形成されるものなのか。そこに『農業教育』の課題が存在するが、それは技術や知識の習得だけではなく、団結力、それを支える道徳や倫理というような広範囲な分野でのものであり、『そこにはフォーマルな学校教育だけではなく…インフォーマルなもの』の力が働いている…」。②「インターネットの時代であるが、五年先、十年先に優れた手腕を発揮する能力を秘めた人材を発掘することはできない…」。③「北海道農業がデンマークの農業や農業教育と報徳活動の影響を受けたことを本書で知った（道外の研究者）」。④「第三編の創設者や指導者、卒業生・研修生の回顧などの『血の通った肉声』は圧巻だった」。などの評価であった。

刊行直後から関係機関が開催したイベント、研修会などで発刊案内パンフレットの配布・展示によりＰＲを行った。著書を見た高齢者は関心が高く、これは凄いと評価してくれたものの購入にはなかなかならない。現役の人たちは関心が薄いようであった。これだけの著書が三千円余は安いとの評価で、個人的に買える単価設定であるが、購読者は稀であった。

平成二六年二月開催の「道指導農業士・農業士会」研修会において、ＪＡ浜中石橋組合長の講演があり、同氏に著書を送付したところ大変感銘の言葉をいただいた。講演後参加者に購読を勧めて下さり、大変効果的だった。

七月一五日、北海道地域農業研究所の研修会で、北大名誉教授太田原高昭氏の講演テーマ「農協組織・事業の改革のあり方―歴史と現実から学ぶ―」の後段で農協の教育活動の重要性に触れ、参考図書として著書の紹介をいただいた。

ＪＣ総研の平成二六年度「ＪＡ研究奨励」に推挙されたとの情報がある。十一月には審査されるという、権威のある一〇名の方々に査読してもらうだけでもありがたいことである。

▼購読推進の状況

執筆、編集や資料提供に関わった方々、刊行支援をいただいた関係先には贈呈した。また、道内の農業系大学、専門学校には図書用として献本した。新聞・雑誌に紹介記事や書評掲載先に贈呈した。また、農業者組織（指導農業士・農業士・ＪＡ青年部・ＪＡ女性部・４Ｈクラブなど）北海道代表者など）にも贈呈した。総数は三〇〇冊を超えている。

刊行に必要な経費の助成金は、満度に得られなかったので、購読数を見越した刊行となり、購読の最低目標数を六二〇冊とした。七月にはようやく目標に到達した。

是非とも購読して欲しい行政、ＪＡ、普及センターでは一部の購入にとどまっている。多くの役職員には、北海道農業をリードする人材育成のため、歴史に学ぶことを勧めたい。

主要な関係先にはダイレクトメールにより購読推進をお願いした。極力訪問し説明するなど心がけている。しかし、農業団体・企業に対し説明に出向きたいとの依頼に対して拒否されたところもあった。農業教育は特定の誰かが担うもので、直接関係ないとの見解である。かつては北海道開拓以来、多様な農業団体、関係企業がそれぞれの立場で農業者を育てるなどの伝統と歴史があったが、今やその気風が薄れたようであり、誠に残念なことである。

道内各図書館に所蔵推進している。市部はある程度購入いただいたが、農業を基盤路する町村では必要性を感じないのか、財政難のためか購入は低調である。

▼ライフワークとして

「農業記念碑」と「農業教育史」の刊行に関わったことで、研修会などで講演や話題提供をする機会が多くなった。

平成二六年三月一日開催された、北海道農業経済学会個別報告で『北海道における農業教育の軌跡』の調査・研究とその成果」を報告し、農業教育の重要性の問題提起をした。道農業経済学会では農業教育に関するシンポジウムが二〇年前に行われ、それ以来の話題提供だと聞いて驚いている。

また、「北海道開拓初期の農業と農業教育」をテーマに札幌市豊平区創造学園や札幌市高齢者講座などで、一般市民対象の講義に対応することにしている。その中で、農業・食料の大切さの理解を深め、北海道農業の応援隊になってもらうなど、微力ながら健康が続く限り活動する積りでいる。

掲示板

研究会・研修会等への報告者・講師の派遣
（平成26年7月～9月）

○「旭川市雇用促進セミナー」
主　催　旭川市商工観光部
とき　平成26年7月3日
テーマ　6次産業化と雇用開発
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「北農中央会若手県研修会」
主　催　北農中央会
とき　平成26年7月7日
テーマ　規制改革会議　農業改革プランの徹底批判
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「平成26年度農業・農協問題研修会」
主　催　自治労北海道
とき　平成26年7月11日
テーマ　規制改革会議の農業・農協改革案徹底批判
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「TPPに反対する紫波町民集会」
主　催　岩手県紫波町民会議
とき　平成26年7月13日
テーマ　規制改革会議の農業・農協改革
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「北海道地域農業研究所研修会」
主　催　北海道地域農業研究所
とき　平成26年7月15日
テーマ　規制改革会議の農協改革案批判
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「TPPの現段階と農協改革」
主　催　旭川市農村婦人大学
とき　平成26年7月16日
テーマ　規制改革会議の農業・農協改革案徹底批判
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「JA清里町役員研修会」
主　催　JA清里町
とき　平成26年7月16日
テーマ　JA清里町農業振興計画策定に関する調査研究
講　演　正木　卓
（当研究所・専任研究員）

○「平成26年度教育文化活動推進会議」
主　催　北農中央会
とき　平成26年7月18日
テーマ　教育文化活動と「農協」改革」
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「てん菜研究会第12回技術　発表会」
主　催　グリーンテクノバンク
とき　平成27年7月18日
テーマ　てん菜圃場試験における多重比較L・S・Dの利用
講　演　鷹田　秀一
（当研究所・研究部次長）

○「JICA『「アフリカ地域におけるアグリビジネス振興と農村開発』コース」
主　催　一般社団法人滝川国際交流協会・国際協力事業団
とき　平成26年8月7日
テーマ　6次産業化による地域づくりと特産品開発
講　義　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

○「上川農民連研修会」
主　催　上川農民連盟
とき　平成26年8月8日
テーマ　規制改革会議の農協改

革案徹底批判
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「ＪＩＣＡ『農民参加による農業農村開発』コース」
主　催　公益財団法人北海道農業公社・国際協力事業団
と　き　平成26年8月26日
テーマ　北海道における普及活動と6次産業化支援
講　義　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

○「農業問題学習会」
主　催　農民連盟空知支部
と　き　平成26年8月28日
テーマ　安倍内閣の農業・農協改革
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「農業問題学習会」
主　催　農民連盟空知支部
と　き　平成26年8月30日
テーマ　安倍内閣の農業・農協改革を問う
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「平成26年度空知地区ＪＡ役員研修会」
主　催　北農中央会岩見沢支所
と　き　平成26年9月3日
テーマ　規制改革会議の農協改革案を問う
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「平成26年度豆類需給安定会議・豆類生産流通懇談会」
主　催　公益社団法人北海道豆類価格安定基金協会・全国豆類振興会
と　き　平成26年9月4日
テーマ　豆類需給安定化と消費拡大
コーディネーター　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

○「平成26年度ＪＡ役職員研修会」
主　催　静岡県農協中央会
と　き　平成26年9月5日
テーマ　農協改革とＪＡのあるべき姿
講　演　太田原　高昭
（当研究所・顧問）

○「第28回日本作物学会講演会」
主　催　日本作物学会
と　き　平成26年9月10日
テーマ　農業圃場実験における交互作用の多重比較法について
講　演　鷹田　秀一
（当研究所・研究部次長）

○「平成26年度北海道マテックス農材会講演会」
主　催　北海道マテックス農材会
と　き　平成26年9月11日
テーマ　北海道農業の現状・課題とビジネスチャンス
講　演　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

○「第7期地域活性プロデューサー人財塾」
主　催　一般社団法人北海道活性化機構
と　き　平成26年9月13日
テーマ　6次産業化による地域活性化の先駆事例
講　義　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

◆編集後記◆

●今夏は、異常ともいえる集中豪雨が列島各地で発生し、痛ましい被害があった。平地における河川氾濫、山間部や丘陵地帯での土砂崩れや泥流災害が随所で起こり、道内においても、礼文島や各地いたるところで被災した。生まれて初めて、また想定をはるかに上回るとの言があったが、まさかと気づいた時にはすでに遅し、天災という無限の恐ろしさを改めて感じた。避難指示の遅れも指摘されているが、常に起こりうる最大リスクを平時から心に留め、最善の備えを用意することが、本当の用心であろう。天災に対し絶対安全はない。

●今年一年の集大成となる収穫の秋。米は豊作のようだ。道内食率も向上したが消費量の減少が残念だ。少子高齢化もあるが、食事時間が定型化せず、個食などという食生活の変貌やジャンクフードが氾濫していることもある。和食が無形文化遺産に登録されたが、このままでは本当の遺産になってしまう。「ご飯食べたかい？」が日常挨拶の決まり文句であったはずなのだが。

●仁川アジア大会。開催地韓国や中国にメダル総数では越えられてしまったが、水泳陣の活躍は目覚ましかった。新しい世代に受け継がれてのメダル獲得ラッシュ。選手層の厚さや技術レベルの高さを感じた。北島選手のような大スターの出現が次世代確保に大きく貢献しているのだろう。

　テニス界では、錦織選手か。数多くのスポーツがあるが、各界でスター選手が誕生し、皆が期待とわくわく感で一体となる瞬間がどんどん増えることを今後も期待したい。

●旭岳の初冠雪は平年より九日、昨年より三日早いそうだ。紅葉の先に白く映える山並みは、観光客にはうれしい風景だが、生産者の方には秋の深まりを実感してしまう一コマとなる。天候相手であり、各作業にもアクセルがかかる頃だが、何より安全が第一である。家族みんなと豊穣の年を喜びあうためにも、無事故無災害に徹して欲しいものだ。

（片岡　省二）

DATA FILE

関連事項／DATA

一般社団法人　北海道てん菜協会
〒060－0004
札幌市中央区北４条西１丁目１番地
☎　011（221）2542
FAX 011（221）1815

ジャム工房　緑夢ファーム
〒093－0215
北見市常呂町字岐阜220－２
☎　0152（54）3380

滝上町役場
〒099－5692
紋別郡滝上町旭町
☎　0158（29）2111
FAX 0158（29）3588

一般社団法人　北海道地域農業研究所
〒060－0806
札幌市北区北６条西１丁目４番地２
ファーストプラザビル７階
☎　011（757）0022
FAX 011（757）3111
HP : http : //www.chiikinouken.or.jp
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

株式会社 ホクレン商事

代表取締役社長　松浦　祥文

本　社

〒060-8550
札幌市北区北７条西１丁目2-6
NSSニューステージ札幌ビル8F
TEL 011-756-3211（代）　FAX 011-709-5640

デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリント株式会社

本　　社
〒064－0916　札幌市中央区南16条西９丁目
TEL（011）531－4711　　FAX（011）530－2549
URL : http : //www. fujiprint. co. jp/

東京支店
〒102－0072
東京都千代田区飯田橋3－11－20　山田ラインビル2　4階
TEL（03）3261－2613　　FAX（03）5211－8235

16190215(02)

地域と農業　第95号　Oct. 2014 Autumn　発行人　大坂　雅博　編集人　片岡　省二　発行所　一般社団法人　北海道地域農業研究所　札幌市北区北6条西1丁目4番地2　Tel　〇一一（七五七）〇〇一三一

おいしい北海道、読んでみませんか？

ホクレン情報誌
GReen

定期購読無料

A5版サイズ
年6回（奇数月1日）発行

季節の料理メニュー、北海道産品のおいしさの秘密、産地情報や旬の素材をお届けする通販コーナーなど、おいしい情報盛りだくさんの「GReen」を、ご応募いただいた方全員に無料でお送りいたします。

お申し込み方法

●ハガキの場合
「GReen希望」と明記し、住所、氏名、年齢、職業、電話番号をご記入の上、次の宛先へお申し込みください。
〒060-8651
札幌市中央区北4条西1丁目3
ホクレン広報宣伝課
「GReen」T係

●ホームページからも
http://www.hokuren.or.jp/greenweb/
までどうぞ。
お客様の個人情報に関しましては、厳正なる管理の上、本誌の発送のみに使用させていただきます。

とれたてのおいしさ、そのまま。
育った土のぬくもりも、そのまま。
作った人の気持ちも、そのまま。
私たちホクレンは、おいしさといっしょに
安心への努力も、できる限りそのまま
お届けしたいと願っています。

おいしいも、あんしんも、この大地から。

ホクレン